

水戸市行財政改革プラン 2013

～ 市民が安心して暮らせる

未来へ向けた行財政運営の実現を目指して ～

水 戸 市

目 次

I 大綱

1 行財政改革プラン 2013 策定の趣旨	1
2 水戸市行財政の状況と課題	2
(1) 行財政改革プラン 2010 の取組状況	2
(2) 行政運営体制の状況	3
(3) 財政の状況	6
(4) 財政の收支見通し	11
3 行財政改革の基本的な考え方	15
(1) 改革の基本理念	15
(2) 改革の実施期間	16
4 行財政改革の基本的方向	16
1 市民の視点に立った行政サービスの提供	17
2 市民との協働による地域力の活用	17
3 質の高い行政運営の推進	18
4 将来を見据えた財政基盤の構築	18
5 行政運営を担う職員の資質の向上	19
5 行財政改革の進行管理	19
参考 行財政改革プラン 2010 の取組	21

II 実施計画

1 実施計画策定の基本的な考え方

(1) 実施計画策定の趣旨	27
(2) 実施計画の期間	27
(3) 実施計画の推進体制	27
ア 行政改革推進本部における進行管理	
イ 市民への公表	
ウ 市議会及び行政改革推進委員会への報告	

2 行財政改革の具体的施策

(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供	28
1 本庁舎等の整備の推進	28
2 窓口サービスの見直し	29
3 業務継続計画（災害編）の策定	30
4 行政情報提供及び水戸の魅力発信の充実	31
5 市民意見の反映	32
(2) 市民との協働による地域力の活用	33
6 協働事業の充実と体制づくり	33
7 市民協働による災害対策の推進	34
8 ボランティア情報の一元化及び活用の推進	35
9 地域コミュニティプランに基づく活動の支援	36

(3) 質の高い行政運営の推進	37
10 簡素で機能的な組織・機構の編成	37
11 保育所・幼稚園の適正配置	38
12 行政評価の推進	39
13 事務事業の見直し	40
14 市単独扶助費の見直し	41
15 情報技術活用の推進	42
16 入札制度の改正	43
17 職員定数の適正管理	44
18 事務事業の民間活力活用の推進	45
19 公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進	46
20 外郭団体の財務体質・執行体制の改善	47
21 一部事務組合のあり方の検討	48
(4) 将来を見据えた財政基盤の構築	49
22 給与の適正化	49
23 財政分析と公表	50
24 公債費負担の適正化	51
25 受益者負担の適正化	52
26 補助金・負担金の適正化	53
27 社会保障制度の適正な運営	54
28 収納率の向上	55

29 未利用財産の活用と処分	5 6
30 先行取得用地の管理の適正化	5 7
31 新たな財源の拡充	5 8
(5) 行政運営を担う職員の資質の向上	5 9
32 人事配置による職員の能力育成	5 9
33 人事評価制度の確立	6 0
34 職員研修の充実	6 1
35 多様な人材の確保	6 2
36 職員の勤務環境の改善	6 3

I 大 綱

I 大綱

1 行財政改革プラン 2013 策定の趣旨

本市においては、これまで、平成 18 年度策定の行財政改革プラン 2007 や平成 21 年度策定の行財政改革プラン 2010 など、数次にわたる行財政改革に積極的に取り組んできました。その結果、職員定数の削減による人件費の抑制や財源の確保などの経営改善を推進し、経常収支比率の改善や財政調整基金の積立額の回復を図るなど、市の財政状況にも一定の効果を上げてきたところです。

しかし、我が国における経済は、少子高齢社会及び人口減少社会の到来や世界的な経済危機への直面、東日本大震災の影響などにより、依然として厳しい状況が続いている。

地方財政においても、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が伸び悩む中、社会保障関係経費が増加を続け、その財源不足を補うための臨時財政対策債の発行に伴う地方債残高の増加が懸念されています。

また、本市においても、人口構造の変化等による政策課題の変化や多様化、複雑化する市民ニーズへの対応のほか、東日本大震災による被害からの復興や今後の防災行政の一層の推進、生活保護世帯の増加をはじめとする社会保障関係への対応など、行政需要は増え続けることが予想されています。

さらに、「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める」という地域主権改革の推進により、地方自治体への権限移譲が進められるなど、これまで以上に地方自治体の役割が重要となってきています。

そのため、市民の視点に立った行政サービスを提供し、また、質の高い行政運営を推進することなどにより、市民が安心して暮らせる未来へ向けた行財政運営の実現を目指し、全庁を挙げて行財政改革に取り組むため、『行財政改革プラン 2013』を策定するものです。

2. 水戸市行財政の状況と課題

行財政改革プラン 2013 を策定するためには、行財政改革プラン 2010 の取組状況と本市の行財政状況を踏まえる必要があります。

本市の行財政改革プラン 2010 の取組状況、行政運営体制の状況、財政の状況は次のとおりです。

(1) 行財政改革プラン 2010 の取組状況

これまで、本市では、厳しい行財政環境の中、自主・自立した行財政運営の構築や、市民の視点に立った成果重視の行財政運営を目指し、数次にわたる行財政改革プランの取組を進めてきました。

平成 21 年 1 月に策定した行財政改革プラン 2010 においては、「市民満足度の高い自主・自立の行財政運営を目指して」を基本理念に掲げ、市民との協働を推進するとともに、給与の適正化や職員定数の削減による人件費の抑制など一定の成果を上げてきました。しかし、18 件の項目において、一部実施にとどまっています。これらの項目については、引き続き、行財政改革プラン 2013 の基本的方向に照らしながら取り組んでいきます。（「参考 水戸市行財政改革プラン 2010 の取組」参照）

行財政改革プラン 2010 の実施状況

実施計画 32 項目

（平成 24 年 8 月 1 日現在）

実施	一部実施	検討中
14	18	0
【44%】	【56%】	【0%】

(2) 行政運営体制の状況

ア 組 織

本市の組織は、平成 24 年度において、15 部 82 課 241 係で構成されています。平成 20 年度比で 1 部 2 課を減らし、スリム化を図っていますが、係は、3 増となっております。

組織の編成については、政策課題への柔軟な対応を図るため、毎年度、見直しを行っているところです。平成 24 年度に、就学前児童に対する教育及び保育に係る横断的かつ総合的な施策を推進するための幼児教育課、また、本市の歴史や文化、観光などの情報を戦略的、かつ多面的に発信するためのみとの魅力発信課を設置したほか、内原支所の見直しを行うなど、これまで、部を越えた大きな見直しを進めてきました。

また、課の中に一定の権限を与えた室を設け、政策的課題への重点的な対応を図ることとし、平成 23 年度には、新ごみ処理施設の整備を推進するためのごみ対策課内に新ごみ処理施設整備室を、千波湖にかかる事務の一体的な推進を図るために公園緑地課内に千波湖管理室を設け、平成 24 年度には、震災等への対応を強化するために地域安全課内に危機管理室を設けています。

名称についても、市民にわかりやすい組織名称を目指し、平成 22 年度に全局的な見直しを行ったところです。

今後も、時代の課題や多様化する市民ニーズに的確に対応できる簡素で機能的な組織の確立を進める必要があります。

組織・機構数の推移

(各年度 4 月 1 日現在)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
部	1 6	1 6	1 6	1 6	1 5
課	8 4	8 4	8 3	8 2	8 2
室	5	7	7	9	1 0
係	2 3 8	2 3 9	2 3 8	2 3 9	2 4 1

イ 定 数

厳しい行財政環境の中においては、財政の硬直化を防ぐためにも、義務的経費の抑制は大きな課題です。そのため、市民サービスの維持、向上に十分配慮しながら、民間活力の活用や事務の効率化を図り、職員定数の削減を進めてきました。その結果、平成 24 年度には、平成 20 年度に比べ、121 人の減となっております。

しかしながら、人口規模が同様である他の特例市と比較しても、定数が多いことを踏まえ、今後も、民間活力活用や事務の効率化などにより、引き続き、職員定数の適正化に努める必要があります。

職員定数と人件費総額の推移

(各年度 4 月 1 日現在)

部局名	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
市長部局	1,315 人	1,289 人	1,272 人	1,259 人	1,131 人
消防	339 人				
水道	135 人	130 人	128 人	124 人	121 人
行政委員会事務局	355 人	342 人	337 人	332 人	433 人
議会事務局	16 人	15 人	15 人	15 人	15 人
合 計	2,160 人	2,115 人	2,091 人	2,069 人	2,039 人
増減		△45 人	△24 人	△22 人	△30 人
増減累計		△45 人	△69 人	△91 人	△121 人
人件費総額	169 億円	167 億円	168 億円	169 億円	166 億円

*人件費総額は、普通会計決算ベースで算出している。ただし、平成 24 年度は当初予算ベースで算出している。

ウ 人事・給与

人事管理については、団塊の世代の退職による大量退職者は、平成 22 年度をピークに減少してきましたが、今後も毎年 50 人～70 人程度の定年退職者が見込まれており、これらの職員が持つ知識や技術の着実な継承を図るとともに、限られた人材で効果的かつ効率的な行政運営を行うために、人材の育成

が重要となっています。また、再任用制度により定年退職者の知識や技術を活用するとともに、一定の新規採用者を確保して組織の活性化を図るために、計画的な採用等が課題となっています。

さらに、効率的な行政運営を実現するためには、職員が健康で、能力を安定して発揮することが必要であり、特に長時間労働の抑制や心の健康等の課題に対応しながら、働きやすい労務環境を整備していく必要があります。

給与については、平成 19 年度に給与構造の抜本的改革を、平成 22 年度に特殊勤務手当の見直しを実施したところです。また、民間賃金の状況等を勘案した給与改定等、給与の適正化に取り組んでいます。国家公務員との給与水準の比較指標である地域手当補正後の本市のラスパイレス指数は、国を 100 とした場合、平成 23 年度は 96.1 ポイントとなっており、国の水準を下回っていますが、今後とも適正な給与水準の確保に努める必要があります。

今後の定年退職予定職員数の職種別推移

(平成 24 年 4 月 1 日現在の各年度末定年退職者見込み)

職 種	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
行政職	38人	48人	46人	60人	48人	30人
消防職	5人	9人	14人	3人	8人	8人
技能労務職	9人	9人	7人	10人	8人	15人
合 計	52人	66人	67人	73人	64人	53人

職種別・年齢別職員数

(平成 24 年 4 月 1 日現在、単位：人)

職 種	18歳 -24歳	25歳 -29歳	30歳 -34歳	35歳 -39歳	40歳 -44歳	45歳 -49歳	50歳 -54歳	55歳 -59歳	60歳 -63歳	計
行政職	105	162	172	293	152	114	133	240	48	1,419
消防職	30	32	41	59	49	47	41	39	0	338
技能労務職	1	1	10	46	35	33	67	43	39	275
合 計	136	195	223	398	236	194	241	322	87	2,032

※ 60-63 歳の職員は、定年退職後の再任用制度に基づく職員

ラスパイレス指數の推移

(各年度4月1日現在)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ラスパイレス指數	98.7	97.1	96.1	95.3	96.1

※ラスパイレス指數とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指數であり、本表での指數は、給料に地域手当を加味した地域手当補正後のラスパイレス指數としている。

(3) 財政の状況

ア 歳 入

歳入の根幹は市税収入であり、市税収入が多いほど財政が豊かであり、弾力性が高いといえます。本市の市税収入は、国から地方への税源委譲や減税の廃止などにより、平成20年度においては423億円となりましたが、世界的な不況の影響等により平成23年度には406億円まで減少しています。

地方交付税は、国の三位一体の改革により、平成20年度には44億円まで減少しましたが、その後、地域主権改革に沿った地方の財源の充実が図られるとともに、平成23年度には、東日本大震災の復旧・復興事業の財源として、震災復興特別交付税が交付されたことから、大きく増額となりました。

市債は、都市インフラや公共施設整備など投資的事業の財源となる普通債のほか、普通交付税の代替である臨時財政対策債など財源不足を補うものがあります。市債の発行額が多くなると後年度の公債費負担が膨らみ、財政を硬直化させる要因になりますので、本市では市債発行基準を設け、普通債の借入を抑制していますが、近年では、交付税の原資である国税収入の不足による臨時財政対策債の借入が大きく増加しています。

歳入の推移（普通会計）

区分	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成23年度
歳入総額	797億円	881億円	787億円	1,036億円
市税	380億円	383億円	423億円	406億円
地方譲与税等	56億円	72億円	50億円	45億円
地方交付税 (うち震災復興特別交付税)	58億円 (-)	65億円 (-)	44億円 (-)	154億円 (60億円)
国県支出金	112億円	161億円	126億円	246億円
市債 (うち臨時財政対策債)	91億円 (20億円)	82億円 (5億円)	48億円 (20億円)	71億円 (47億円)
その他	100億円	118億円	96億円	114億円
市税比率	47.7%	43.4%	53.7%	39.2%

イ 嶸出

歳出のうち、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の割合が大きくなるほど、財政の弾力性が失われます。本市の義務的経費比率は、年々高まってきており、平成14年度に49.3%であったものが、平成23年度には53.9%に増加しています。これは、市債発行の抑制により公債費が減少している一方で、生活保護費の増加や児童手当等の制度改革に伴い、福祉的経費である扶助費が大きく増加しているためです。

また、特別会計への繰出金についても、高齢化社会の進展に伴う医療費等の増加により、国民健康保険会計、介護保険会計及び後期高齢者医療会計に対する繰出金が年々増加しており、一般会計の財政運営を大きく圧迫しています。

これらの結果、普通建設事業費は抑制せざるを得ない状況が続いており、平成14年度に155億円であったものが、平成23年度には79億円となり、ほぼ半減している状況にあります。

歳出の推移（普通会計）

区分	平成 14 年度	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
歳出合計	768 億円	860 億円	779 億円	955 億円
義務的経費合計	379 億円	429 億円	441 億円	515 億円
人件費 (うち職員給)	159 億円 (114 億円)	173 億円 (119 億円)	169 億円 (114 億円)	169 億円 (106 億円)
扶助費	101 億円	135 億円	157 億円	238 億円
公債費	119 億円	121 億円	115 億円	108 億円
義務的経費比率	49.3%	49.9%	56.6%	53.9%
普通建設事業費	155 億円	167 億円	78 億円	79 億円
災害復旧事業費	—	—	—	42 億円
特別会計繰出金	86 億円	109 億円	106 億円	132 億円
主な繰出金				
下水道事業会計 (うち震災分)	50.9 億円 —	59.9 億円 —	51.7 億円 —	57.1 億円 (5.5 億円)
国民健康保険会計	9.6 億円	13.2 億円	12.9 億円	23.0 億円
介護保険会計	10.7 億円	16.1 億円	19.8 億円	22.3 億円
後期高齢者医療会計	—	—	16.1 億円	22.3 億円
その他	148 億円	155 億円	154 億円	187 億円
うち物件費	80 億円	87 億円	88 億円	106 億円
うち維持補修費	8 億円	8 億円	11 億円	10 億円
うち補助費等	38 億円	41 億円	40 億円	39 億円

ウ 基金と市債残高の推移

基金は、市の貯金に当たり、将来の財政需要に備えるためのものです。

財源調整の役割を担う財政調整基金は、平成 17 年度には 2 億円と枯渇寸前の状態になりましたが、行財政改革の推進により取崩しを抑制し着実な積立を行った結果、平成 23 年度には 40 億円まで回復しました。今後も、災害などの不測の事態に備えるため、引き続き適正規模の残高を確保する必要があります。

また、市債残高については、その増加が将来の公債費の増大を招き、財政構造の硬直化の要因となることから抑制に努めてきた結果、普通債等の残高は、平成 14 年度の 875 億円から大幅に減少し、平成 23 年度には 617 億円となりました。一方で、臨時財政対策債等は、平成 14 年度の 151 億円から平成 23 年度には 362 億円となり、大幅な増加を示していますが、臨時財政対策債

の元利償還金相当額は後年度に全額交付税措置されるため、実質的な市負担が生じないものとなっています。

特別・企業会計の市債残高は、下水道の集中的な整備などにより増加を続けていましたが、平成 22 年度からは減少に転じています。

基金及び市債残高の推移

区分	平成 14 年度	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
財政調整基金	24 億円	2 億円	17 億円	40 億円
市民 1 人当たり残高	1 万円	0.1 万円	0.6 万円	1.5 万円
市債残高合計	2,239 億円	2,288 億円	2,261 億円	2,226 億円
市民 1 人当たり残高	91 万円	87 万円	85 万円	83 万円
普通会計合計	1,026 億円	1,070 億円	968 億円	979 億円
うち普通債等	875 億円	813 億円	687 億円	617 億円
うち臨時財政対策債等	151 億円	257 億円	281 億円	362 億円
特別・企業会計	1,213 億円	1,218 億円	1,293 億円	1,247 億円

エ 財政指標の推移

① 財政力指数

財政力指数は、地方公共団体が標準的な行政活動に必要な財源を自主的にどれくらい調達できるかを示す指標であり、この指数が 1 を超える団体は、国から普通交付税が交付されない不交付団体となります。本市の財政力指数については、世界的な不況による市税収入の減少等により、平成 23 年度には 0.83 まで低下しており、自立的な行政運営のため、収納対策の強化等により引き続き市税等の自主財源の確保に努めていく必要があります。

② 経常収支比率

経常収支比率は、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源収入のうち、人件費、扶助費、物件費、公債費などの経常的な経費に充当される額の割合であり、この数値が小さいほど財政の弾力性が高いことを示すものです。

本市の経常収支比率については、市税収入の減少や扶助費の増加などにより、平成 20 年度には 91.3%まで悪化しましたが、地方交付税の増額等により平成 23 年度には 85.5%となっています。

しかしながら、少子高齢社会の進展に伴う扶助費の増大により、今後、経常収支比率の悪化が懸念されることから、経常的経費の削減と市税等の経常一般財源の確保に一層努めていく必要があります。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する実質的な公債費（一般会計等の地方債元利償還金、特別会計繰出金のうち公営企業債の元利償還金充当額、一部事務組合等負担金のうち組合等の地方債元利償還金充当額など）が、年間の財政規模に対してどのくらいの大きさになるのかを表す指標です。

この比率が 18%以上になると市債の発行に県知事の許可が必要となり、25%以上になると財政状況が悪化した団体と見なされ、財政健全化計画の策定が義務付けられます。

本市の実質公債費比率は、平成 17 年度には 20.2%でしたが、平成 23 年度には 10.6%まで改善しており、基準上、健全な状況にあると言えますが、類似団体等との比較では高い状況であり、さらに公債費負担の適正化に努める必要があります。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等の将来負担額（一般会計等の地方債残高、特別会計及び一部事務組合の地方債残高や外郭団体の債務残高、並びに職員の退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額など）が、年間の財政規模に対してどのくらいの大きさになるのかを表す指標です。この比率が 350%以上になると、財政状況が悪化した団体と見なされ、財政健全化計画の策定が義務付けられます。

本市の将来負担比率は、平成 20 年度の 156.4%から平成 23 年度には 121.7%となり、年々改善している状況にありますが、実質公債費比率同様、類似団体等との比較では高い状況であり、市債の発行抑制や職員定数の適正化など行財政改革の一層の推進により、さらなる財政健全化に努める必要があります。

主な財政指標の推移

区分	平成 14 年度	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
財政力指数	0.87	0.84	0.90	0.83
経常収支比率	82.1%	88.8%	91.3%	85.5%
実質公債費比率		20.2%	14.9%	10.6%
将来負担比率			156.4%	121.7%

※実質公債費比率は平成 17 年度から、将来負担比率は平成 19 年度から算定している指標である。

(4) 財政の収支見通し

ア 収支見通しの基本的な考え方

財政の収支見通しは、地方を取り巻く厳しい行財政環境の中、本市財政の健全性及び弾力性の確保を図り、持続可能な財政運営を行うための指針として、将来の推計を行うものです。

① 対象期間

変化の大きい地方行財政環境を的確に捉えながら精度のある試算が可能な期間として 5 年間の推計を行い、平成 25 年度を初年度とし、平成 29 年度までの中期的な収支見通しを推計しています。

② 対象会計

推計の対象は一般会計とします。一般会計は、特別会計への繰出金が含まれており、全ての会計の収支均衡を調整する役割も備えています。したがって、繰出金を含む一般会計を推計することにより、特別会計の収支見通しも反映した推計とすることができます。

③ 対象額

推計は全て一般財源ベースで行います。これは、予算総額で推計を行うと、大規模な事業の実施状況しだいで国県支出金や市債などの特定財源が大きく変動することから、財政状況を正しく評価することが困難となるためです。また、一般財源は、財政運営において、市の判断で自由に使うことのできる財源であり、地方公共団体の財政状況や規模を評価するうえで最も重要な要素となるためです。

④ 推計の考え方

財政の収支見通しは、財政運営に影響を与える制度改革等について、現時点でき把握できるものは可能な限り反映しますが、その他については、現行制度が継続することを前提として推計します。（推計に当たっての前提条件は14ページを参照してください。）

また、推計に当たっては、財政健全化のための歳入確保、歳出削減の改善策を盛り込んで算定しています。

収支見通しの推計における歳入歳出改善策

歳入確保	市税	収納率の向上を見込み、平成23年度決算の87.8%から、行財政改革プラン2013の計画期間中に92.0%まで年次的に向上するものとして見込みます。
	使用料及び手数料	定期的な見直しを行うことを前提として、平成26年度及び平成29年度に料金改定を見込みます。また、住宅使用料等の収納率の向上を見込みます。
	その他の収入	新たな財源の拡充策として広告料等の収入増を見込みます。
歳出削減	人件費	行財政改革プラン2013の職員定数削減の目標を達成するものとして見込みます。
	公債費	公債費負担の軽減のため、普通債発行額をその年度の償還元金の8割以内に抑制することとして見込みます。
	繰出金	下水道事業会計及び農業集落排水事業会計において、平成25年度及び平成28年度に料金改定を行うことを前提として、繰出金の削減を見込みます。
	その他の経費	補助金等検討専門委員による検討などを踏まえた補助費等の削減を見込みます。また、その他、事務経費等の削減を見込みます。

イ 財政収支見通しの試算結果

財政収支見通しの試算の結果、前述した歳入歳出改善策を実施せずに、現行ベースで財政運営を行ったと仮定すると、平成25年度から29年度までの累計で、約141億円の財源不足が生じると見込まれます。前述した改善策の実施によって、約105億円の節減等の効果が見込まれますが、それらを計上してもなお、今後5年間で約36億円の財源不足が見込まれます。

これは、社会経済状況等の影響による市税収入の低迷や、少子高齢化の進行による扶助費の増加、介護保険及び後期高齢者医療に対する負担の増加などによるものであり、多額の財源不足の解消に向け、より一層の歳入確保と歳出見直しが必要となっています。

財政収支見通しの試算（一般財源ベース）

(単位 百万円)

項目	24年度 当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市 税	39,756	39,705	39,704	39,586	39,702	39,837
地方譲与税等	4,407	4,341	4,343	4,347	4,356	4,361
地方交付税	8,382	7,983	8,080	8,104	7,981	7,801
市 債	4,744	5,049	5,049	5,049	5,049	5,049
その他の歳入	762	711	711	711	711	711
A歳入合計	58,051	57,789	57,887	57,797	57,799	57,759
義務的経費	32,013	32,304	32,472	31,959	31,876	31,868
人件費	15,420	15,203	15,143	15,014	14,957	14,832
扶助費	6,764	7,151	7,543	7,918	8,271	8,527
公債費	9,829	9,950	9,786	9,027	8,648	8,509
普通建設事業費	2,886	2,886	2,886	2,886	2,886	2,886
繰出金	9,761	10,201	10,472	10,622	10,228	10,244
その他の経費	13,391	13,144	13,177	13,207	13,235	13,237
B歳出合計	58,051	58,535	59,007	58,674	58,225	58,235
C財源不足額 (A-B)		△746	△1,120	△877	△426	△476
		平成25年度～29年度累計				△3,645
D改善策影響額		660	1,576	2,115	2,950	3,220
		平成25年度～29年度累計				10,521
改善策を講じない場合の財源不足額 (C-D)		△1,406	△2,696	△2,992	△3,376	△3,696
		平成25年度～29年度累計				△14,166

【財政収支見通し推計の前提条件】

○ 歳 入

- 1 市税は、平成 23 年度決算及び平成 24 年度見込の調定状況をもとに、人口推計や今後の固定資産評価替えによる影響を見込む。
- 2 地方譲与税等に含まれるものは、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金である。これらは、平成 24 年度の交付見込額を基本に見込む。
- 3 地方交付税は、国の中期財政フレームにおいて、平成 25 年度から 27 年度の 3 か年は地方の一般財源総額を平成 24 年度の水準を下回らないよう確保するとの方針が示されているので、平成 24 年度の交付見込額を基本に、前年度精算額、合併算定替、臨時加算などを考慮して推計する。
- 4 市債は、臨時財政対策債を地方交付税と同様の考え方により、平成 24 年度の発行可能額を基本に見込む。
- 5 その他の歳入に含まれるものは、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入である。

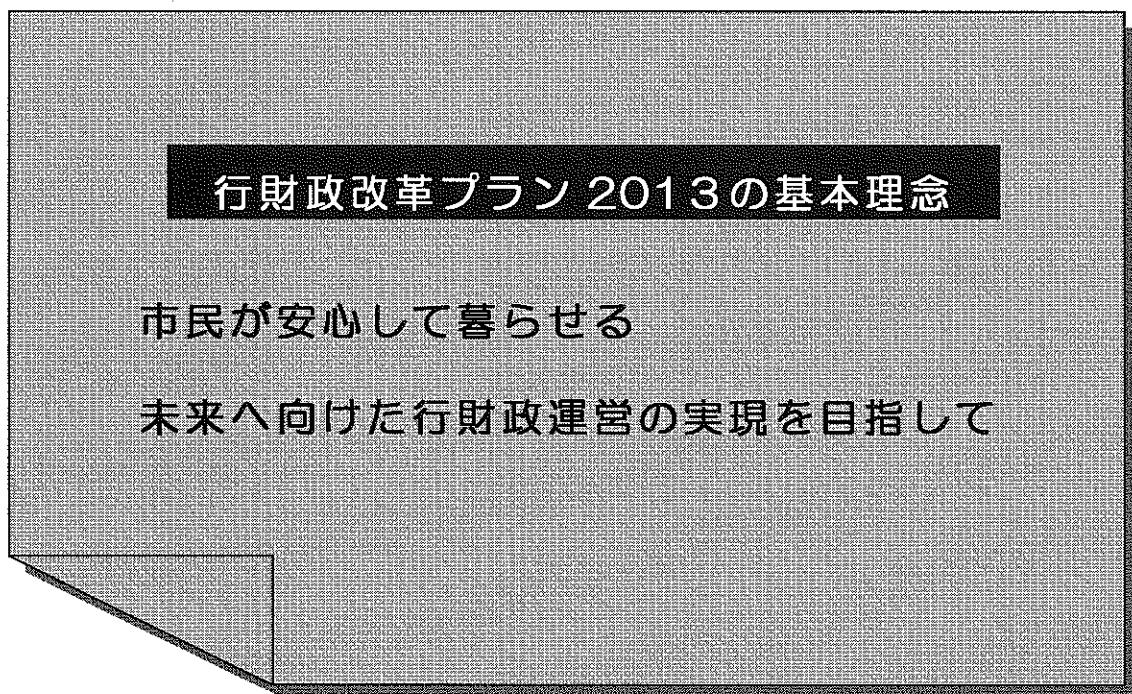
また、財政調整基金繰入金は、実際の予算編成における財源調整措置であることから推計においては見込まない。その他は、決算の推移等から推計する。

○ 歳 出

- 1 人件費は、行財政改革プラン 2013 の職員定数の削減目標を達成するものとして見込む。また、定年退職者数に応じた退職手当特別負担金などの変動要因についても、考慮する。
- 2 扶助費は、決算額の推移などをもとに推計することを基本とし、項目ごとに対象である幼年者や高齢者の人口の推計などを反映して見込む。
- 3 公債費は、既発債についてはその償還予定表により、また、今後の発行分については現在見込まれる利率で発行するものとして元利償還額を積算するとともに、特定財源を控除して一般財源を見込む。
- 4 普通建設事業費の一般財源充当については、平成 24 年度と同額を見込む。
- 5 繰出金は、各会計の運営状況等を考慮し個別に推計をする。なお、下水道事業会計と農業集落排水事業会計は、平成 25 年度及び平成 28 年度に料金改定を見込む。
- 6 その他の経費に含まれるものは、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、出資金、貸付金、災害復旧費、予備費である。

3 行財政改革の基本的な考え方

(1) 改革の基本理念



地域主権改革の進展により、基礎自治体への権限移譲や国による義務付け・枠付けの見直し等が進められており、地方自治体は、これまで以上に責任を持って、活気に満ちた地域社会を築いていく必要があります。あわせて、東日本大震災からの復興をはじめ、様々な行政需要に対応し、市民サービスの向上を図っていくためにも、厳しい行財政環境の中、行政運営の効率化を推進し、市民本位・市民目線に立った行財政運営に取り組む必要があります。

このようなことから、本市は、市民が安心して暮らせる未来へ向けた行財政運営の実現を目指すことを基本理念とし、全庁を挙げて行財政改革を進めることとします。

(2) 改革の実施期間

厳しい行財政状況や社会環境の変化に基づく課題に的確に取り組む必要があることから、行財政改革は、目的を明確にした上で短期的かつ集中的に改革を行うこととし、平成25年度から27年度までの3年間を実施期間として取り組みます。

4 行財政改革の基本的方向

行財政改革の基本的方向は、次の五つに体系化し、計画的に改革に取り組みます。

行財政改革プラン2013の基本的方向

- 1 市民の視点に立った行政サービスの提供
- 2 市民との協働による地域力の活用
- 3 質の高い行政運営の推進
- 4 将来を見据えた財政基盤の構築
- 5 行政運営を担う職員の資質の向上

1 市民の視点に立った行政サービスの提供

行政は、市民の視点に立ったサービスを提供することが重要であり、市民サービスの向上を図るため、継続した改革・改善を推進します。

その行政サービスの要となる庁舎については、東日本大震災の影響により使用停止となっており、最重要課題として、市民の声を反映しながら利便性の向上に資する整備に取り組んでいきます。また、災害時においても、市民生活への影響を最小限に抑えるために維持しなければならない業務及びその執行体制について定める業務継続計画を策定します。

さらに、市民と身近に接する窓口サービスのさらなる向上に努めるほか、様々な広聴活動による幅広い年齢層からの意見聴取を行うとともに、市民が求める情報を発信していきます。

2 市民との協働による地域力の活用

地域の課題や市民ニーズが多様化する中、市民と行政が目標を共有し、お互いの役割を認識した上で相互の信頼関係を築き、あらゆる分野で協力することで、市民主体のよりよい地域づくり、まちづくりの実現を目指します。

その体制づくりに向けて、市民との協働が可能な事業について、市が積極的に情報発信するなどの取組を進めます。また、東日本大震災の経験を生かし、市民との協働による災害の対策等を推進します。

さらに、子育て、高齢者支援、防犯・防災などの地域に関わる課題については、地域住民が主体となって対応していくことが非常に重要なことから、地域のコミュニティ活動の支援について推進します。

3 質の高い行政運営の推進

地域主権改革の進展により権限移譲が進む中、限りある資源を有効に活用し、効率的・効果的な事務事業の執行に努めるなど、質の高い行政運営を推進します。

そのため、引き続き職員定数の適正管理や効率的な組織機構の編成を行うとともに、進歩する情報技術の有効活用や民間活力の活用を図ります。

また、行政評価等により事務事業を客観的に評価し、事務事業の整理・統合や改善を図るとともに、市の施策を補完する役割を持つ外郭団体や一部事務組合についても、質の高い団体運営を行うよう見直しを進めます。

4 将来を見据えた財政基盤の構築

世界的な経済不況により歳入の伸びが期待できない中にあっても、多様な行政需要への対応や東日本大震災の復興に向けた取組を推進できるように、将来を展望した経営的な視点による財政基盤の構築を目指します。

そのため、財政状況について的確な分析を行い、持続可能な財政運営に努めるとともに、給与の適正化や市債発行の抑制を進めます。

また、公平性の確保を図るためにも、受益者負担及び補助金・負担金の適正化を進めるとともに、悪質な滞納者への対策強化等による収納率の向上を図ります。さらには、未利用財産の活用処分を進めるとともに、市有財産への広告掲載など、本市が有する資源をより一層有効に活用した財源確保などについても、積極的に検討します。

5 行政運営を担う職員の資質の向上

複雑・多様化する市民ニーズや変化する社会情勢、地方分権の更なる推進などに対応し、市民サービスの向上を図ることのできる職員を育成します。

そのため、計画的な人事配置による職員の能力育成や人事評価制度の確立などを進め、職員の意識改革に努めるとともに、職員の能力向上及びその能力が十分に発揮されるような仕組みづくりに積極的に取り組みます。

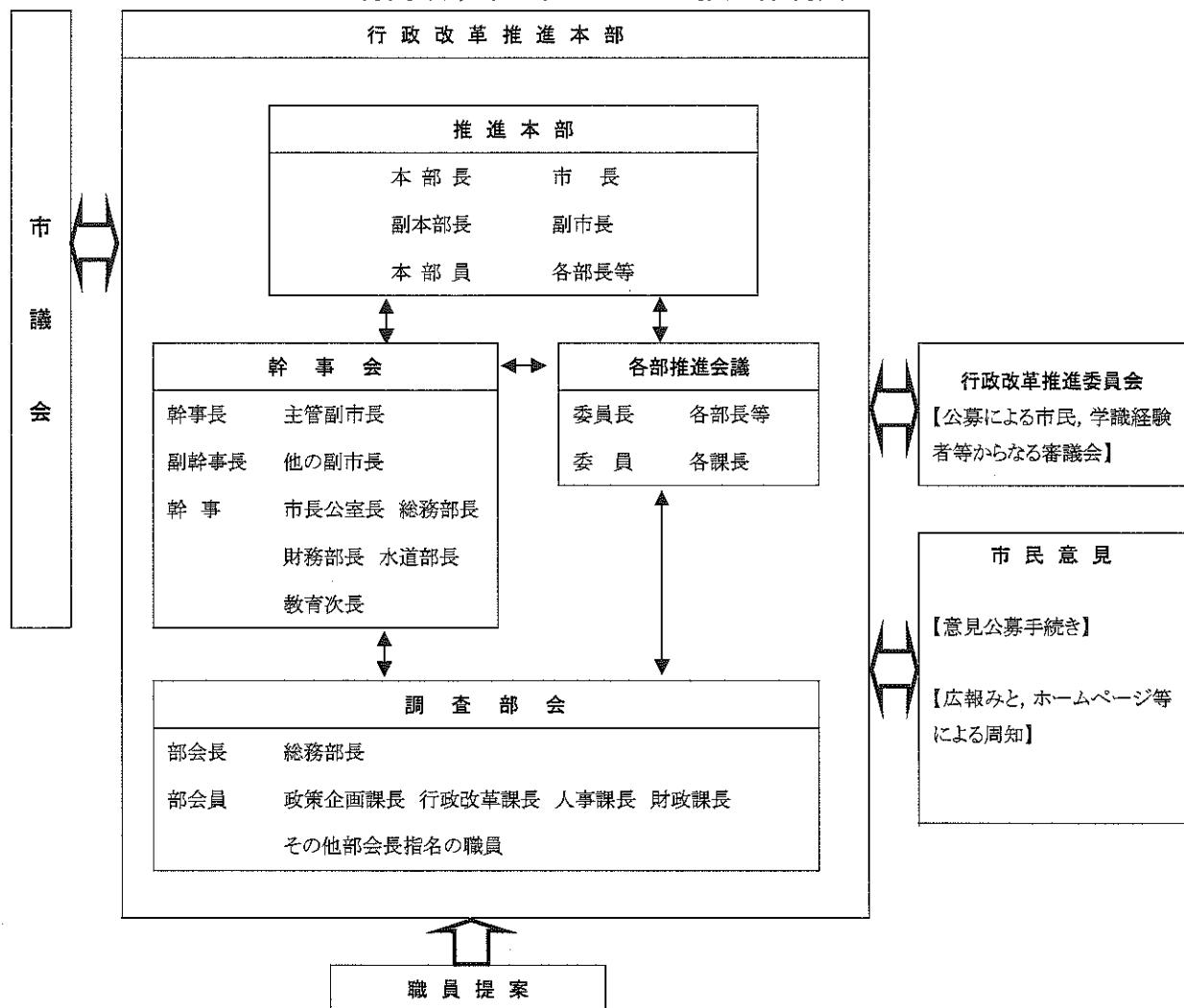
5 行財政改革の進行管理

行財政改革プラン 2013 の施策を着実に計画的に実施するため、具体的な改革項目やスケジュールを実施計画として定め、適正な進行管理に努めます。

進行管理は、次に掲げる推進体制図のとおり、市内部では、市長を本部長とする行政改革推進本部が中心となって、全庁的体制で取り組みます。

また、市民の皆様へは、行財政の現状をはじめ、行財政改革プラン 2013 や実施状況を広報みどり市のホームページ等を通じて広く公表し、理解と協力を得るとともに、意見や提案を改革に反映させていきます。さらに、市議会及び行政改革推進委員会へ定期的に実施状況を報告し、助言や指導を得て、進行管理に取り組んでいきます。

行財政改革プラン 2013 の推進体制図



参考 水戸市行財政改革プラン 2010 の取組

水戸市では、「市民満足度の高い自主・自立の行財政運営を目指して」を基本理念に、五つの行財政改革の基本的方向を体系化した水戸市行財政改革プラン 2010 を平成 21 年度に策定し、22 年度から 24 年度までの期間に計画的に改革を進めてきました。

行財政改革プラン 2010 の基本的方向

- 1 市民の利便性の向上
- 2 市民の声を反映する行政運営
- 3 市民との協働による行政運営
- 4 行政運営の効率化
- 5 財政の健全化

(1) 主な取組内容

(平成 24 年 8 月 1 日現在)

1 市民の利便性の向上

【簡素で機能的な組織・機構の編成】

- ・市民に分かりやすい組織機構を柔軟に編成（内原支所の廃止、建設部内組織の再編、市民センターと公民館の一元化、市民に分かりやすい組織名称の改正など）

【保育所・幼稚園の適正配置】

- ・待機児童解消に向け、民間保育所による移転増改築、創設及び分園の設置
- ・幼稚園と保育所を所管する組織として幼児教育課を設置

【本庁舎の老朽化、耐震性、狭隘化等への対応】

- ・県三の丸庁舎敷地内及び本庁舎駐車場内等に臨時庁舎を建設
- ・本庁舎等の整備について検討を開始

【電子市役所の推進】

- ・セキュリティ機能向上及びソフトウェアの適正管理のためのツールを導入

	<p>【窓口サービスの見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民課内の窓口受付の集約 ・市民課及び国保年金課にフロアマネージャーを配置 ・三の丸臨時庁舎にローカウンターの設置
	<p>【人材の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度を管理職に実施、係長級職員に試行を実施
2	<p>市民の声を反映する行政運営</p> <p>【行政情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページトップページのリニューアル ・水戸市公式ブログ、ツイッター及びフェイスブックを開始 ・「ニコニコ動画」において水戸市専用チャンネルを開設 <p>【市民意見の反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットモニター制度の施行 <p>【行政評価システムの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価の実施
3	<p>市民との協働による行政運営</p> <p>【市民活動団体との協働の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動情報コーナーの設置、情報発信サイトの開設 <p>【企画提案型協働事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の企画提案に基づく事業の実施（21件）
4	<p>行政運営の効率化</p> <p>【職員定数の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員定数 76人の削減（平成19～24年度累計213人） <p>【人材の効果的活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事務に従事する職員の公募を実施 ・月60時間を超える時間外勤務手当の割増率の引き上げ及び時間外勤務代休時間制度の新設 <p>【計画的な職員採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部専門職種の採用における年齢資格要件の弾力的運用 ・地域活動・ボランティア活動に顕著な実績・成果を収めた者を対象とし

<p>た試験区分を新設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木技師の採用において、民間経験者を対象とした試験を新設
<p>【給与等の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与構造改革の導入 ・自宅に係る住居手当の見直し ・特殊勤務手当について 13 種類を廃止等、5 種類を日額化 ・特別職の給与月額及び管理職手当の減額を実施
<p>【事務事業執行の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー機リース契約を一括契約
<p>【市単独扶助費の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険低所得者負担軽減の一部見直し
<p>【入札制度の改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子入札の実施
<p>【公共工事のコスト縮減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新公共工事コスト縮減施策の策定・実施
<p>【事務事業の民間活力活用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食共同調理場調理業務の民間委託
<p>【公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・末広老人福祉センター、大町子育て支援・多世代交流センター、本町子育て支援・多世代交流センターへの指定管理者制度導入
<p>【外郭団体の財務体質・執行体制の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外郭団体の市派遣職員の引き揚げ ・一部団体間における人事交流の実施 ・4 団体が公益法人へ、2 団体が一般法人へ移行
<p>【一部事務組合のあり方の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸地方広域市町村圏事務組合が解散予定
<p>5 財政の健全化</p> <p>【財政分析と公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水戸市の中期財政見通し」の策定及びホームページにおける公表

【公債費の適正化】
・市債発行の抑制
・公的資金補償金免除繰上償還の実施
【受益者負担金の適正化】
・体育施設使用料の改定
【補助金・負担金の適正化】
・廃止・休止 15 件（市職員福利共済会交付金など），減額 38 件（敬老会補助金など），増額 1 件（畜産環境整備対策補助金）
【新たな財源の拡充】
・公用車，各種配布冊子への広告掲載
【未利用財産の活用と処分】
・未利用地処分による収入の確保
【先行取得用地の管理の適正化】
・先行取得用地の計画的な買戻し

(2) 財政効果（平成 24 年 8 月 1 日現在）

行財政改革プラン 2010 に基づき、行財政改革に積極的に取り組んだ結果、約 21 億 700 万円の財政効果を得ることができました。実績の主なものと経費効果は以下のとおりです。

- | | |
|---------------|--------------|
| ・ 職員定数の適正化 | 8 億 6,372 万円 |
| ・ 給与等の適正化 | 6 億 8,300 万円 |
| ・ 市単独扶助費の見直し | 8,237 万円 |
| ・ 公共工事のコスト縮減 | 1 億 1,760 万円 |
| ・ 公債費の適正化 | 6,216 万円 |
| ・ 受益者負担の適正化 | 3,489 万円 |
| ・ 補助金・負担金の見直し | 9,946 万円 |
| ・ 未利用財産の活用と処分 | 1 億 5,148 万円 |

(3) 行財政改革プラン2010の改革項目の新プランへの主な位置づけ

行財政改革プラン2010における改革項目について、引き続きプラン2013の改革項目として主に位置付けられるものは、以下のとおりです。

プラン2010の改革項目	プラン2013の改革項目
簡素で機能的な組織・機構の編成	簡素で機能的な組織・機構の編成
本庁舎の老朽化、耐震性、狭隘化等への対応	本庁舎等の整備の推進
窓口サービスの見直し	窓口サービスの見直し
人材の育成	人事評価制度の確立 人事配置による職員の能力育成 職員研修の充実
市民意見の反映	市民意見の反映
行政評価システムの推進	行政評価の推進
市民活動団体との協働の推進	協働事業の充実と体制づくり
企画提案型協働事業の実施	職員定数の適正管理
職員定数の適正化	給与の適正化
給与等の適正化	事務事業の見直し
事務事業執行の見直し	市単独扶助費の見直し
市単独扶助費の見直し	事務事業の民間活力活用の推進
事務事業の民間活力活用の推進	公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進
公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進	外郭団体の財務体質・執行体制の改善
外郭団体の財務体質・執行体制の改善	一部事務組合のあり方の検討
一部事務組合のあり方の検討	財政分析と公表
財政分析と公表	

公債費の適正化	公債費負担の適正化
受益者負担の適正化	受益者負担の適正化
補助金・負担金の適正化	補助金・負担金の適正化
収納率の向上	収納率の向上
新たな財源の拡充	新たな財源の拡充

II 実施計画

II 実施計画

1 実施計画策定の基本的な考え方

(1) 実施計画策定の趣旨

この「実施計画」は、「大綱」に基づき実施すべき改革について、具体的な実施項目の内容及びスケジュールを明らかにするために策定するものである。

(2) 実施計画の期間

平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間とする。

(3) 実施計画の推進体制

ア 行政改革推進本部における進行管理

本計画の迅速かつ着実な実施に向け、行政改革推進本部を中心とする府内組織において、進行管理を行う。

また、新たに取り組むべき改革事項が生じた場合には、その進行管理もあわせて行う。なお、年度途中に検討が終了したものについては、次年度を待たずに、実施に移すなど、迅速性を心がけて改革に取り組むものとする。

イ 市民への公表

本計画の実施状況については、定期的に市のホームページ等に掲載して公表し、意見や提案を改革に反映させていくこととする。

ウ 市議会及び行政改革推進委員会への報告

本計画の実施状況については、市議会及び公募による市民、学識経験者等で組織する行政改革推進委員会へ定期的に報告し、助言や指導を得ながら行財政改革に取り組むこととする。

2 行財政改革の具体的施策

(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供

実施項目名	1 本庁舎等の整備の推進	市長公室政策企画課、総務部行政改革課、管財課、消防本部消防総務課、水道部経理課												
現状・課題	<p>本庁舎は、平成23年3月の東日本大震災の影響により使用停止となり、現在は、茨城県三の丸庁舎敷地内及び本庁舎周辺のおおむね2箇所に臨時庁舎を設け、業務を行っている。</p> <p>このため、現在、庁舎整備の基本方針について、同様に被災した消防本部庁舎及び水道部庁舎のあり方も含め、市民の声を踏まえながら幅広い観点から検討している。</p> <p>庁舎整備に当たっては、災害時の安全性の確保や防災機能の充実を重視し、また、これまで課題であった狭あい化の解消やバリアフリー化など市民に開かれた庁舎の実現を目指す必要がある。</p>													
実施内容	<p>① 「庁舎整備の基本方針」に基づく整備方策の早期実現へ向け、施設整備や交通対策等の課題や条件を整理し、具体的な対応策を検討するとともに、「庁舎整備基本計画」を策定する。</p> <p>② 庁舎整備基本計画策定後、早期整備に向けた取組を行う。</p>													
実施年次	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">本庁舎等の整備の推進</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">本 庁 舎 等 整 備 の 推 進</td> </tr> </tbody> </table>		平成25年度	平成26年度	平成27年度	本庁舎等の整備の推進					本 庁 舎 等 整 備 の 推 進			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
本庁舎等の整備の推進														
	本 庁 舎 等 整 備 の 推 進													
目指すべき成果	<p>① 構造的・技術的な本庁舎等の安全性の確保（耐震性に係る指標：Is値0.9）</p> <p>② 本庁舎の利便性の向上</p>													

実施項目名	2 窓口サービスの見直し	総務部行政改革課、市民環境部市民課、保健福祉部国保年金課、各部各課																								
現状・課題		<p>これまで、市民課及び国保年金課へのプロアマネージャーの配置や、市民課窓口の一部統合など、窓口サービスの向上を図ってきたところである。しかし、窓口は、市民と最も身近に接する場であるため、今後も、市民の目線に立ったサービスの向上に努めていく必要がある。</p> <p>特に、就労環境の変化等に伴い、窓口業務時間の拡大などのニーズが高まるほか、市民がなるべく少ない窓口で手続を終わらせることができる総合窓口の必要性が高まっている。</p> <p>そのため、本庁舎の整備の推進にあわせ、可能な準備を進めていく必要がある。</p>																								
実施内容		<p>① 窓口業務時間の拡大を進める。</p> <p>② 総合窓口の開設に向けた検討及び窓口業務の集約化の検討を進める。</p>																								
実施年次		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口業務時間の拡大</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>窓口体制等の整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>窓口業務時間の拡大の推進</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合窓口体制の検討</td> <td>方針の決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>各課受付窓口の集約化の検討・実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成25年度	平成26年度	平成27年度	窓口業務時間の拡大				窓口体制等の整備					窓口業務時間の拡大の推進				総合窓口体制の検討	方針の決定			各課受付窓口の集約化の検討・実施		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度																							
窓口業務時間の拡大																										
窓口体制等の整備																										
	窓口業務時間の拡大の推進																									
	総合窓口体制の検討	方針の決定																								
	各課受付窓口の集約化の検討・実施																									
目指すべき成果		<p>① 待ち時間の短縮や窓口時間の延長による市民の利便性向上</p> <p>② 窓口業務の効率化</p>																								

実施項目名	3 業務継続計画（災害編）の策定	総務部行政改革課、地域安全課												
現状・課題	<p>東日本大震災の経験を踏まえ、今後の災害等が発生した時に、迅速な対応と必要な行政機能が維持できるように業務継続計画を策定する必要がある。</p> <p>業務継続計画は、市民生活への影響を最小限に抑えるために必要な業務及びその執行体制を定めるものである。</p> <p>なお、災害が発生した場合に迅速に対応するため、策定した業務継続計画については、日頃から周知徹底を図る必要がある。</p>													
実施内容	<p>地域防災計画の見直し状況を踏まえて、業務継続計画を策定し、職員に周知徹底を図ることで災害に備える。</p>													
実施年次	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務継続計画の策定、周知徹底</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>必要な業務等の整理</td> <td></td> <td>業務継続計画の策定</td> <td>業務継続計画の周知徹底</td> </tr> </tbody> </table>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	業務継続計画の策定、周知徹底	→	→	→	必要な業務等の整理		業務継続計画の策定	業務継続計画の周知徹底
	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
業務継続計画の策定、周知徹底	→	→	→											
必要な業務等の整理		業務継続計画の策定	業務継続計画の周知徹底											
目標すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害等の発生時に行政機能の低下を抑え、市民生活への影響を最小化 ② 災害等の発生時に限られた人員を有効に活用できる体制を構築 													

実施項目名	4 行政情報提供及び水戸の魅力発信の充実	市長公室みとの魅力発信課、各部各課																
現状・課題	<p>本市においては、「広報みと」などの情報誌の発行のほか、地元ラジオ局による番組放送など、従来からの広報手段を活用するとともに、メールマガジンやツイッター、フェイスブックなどの幅広い媒体を活用し、市民への行政情報提供の充実に努めている。</p> <p>また、本市は、歴史や文化、観光など、人を引き付ける様々な地域資源に恵まれており、これらの魅力を効果的に活かし、賑わいのあるまちづくりをするため、平成24年度から「みとの魅力発信課」を設置し、戦略的な情報の発信を進めてきたところである。今後も、市民が愛着を持てるまちづくりに向けた水戸の魅力の発信を行う必要がある。また、職員一人ひとりが情報の活用力を高めながら、市の内外に積極的な情報の発信をしていくことが求められている。</p>																	
実施内容	<p>① 市民が求める情報を的確に把握しながら、情報内容の拡充を図るとともに、新たな媒体について検討を進める。</p> <p>【情報内容の拡充の取組】</p> <p>市ホームページの「よくある質問と回答」の充実、道路工事情報の提供など</p> <p>② 市民が愛着を持てるまちづくりに向け、水戸の魅力の発信を行うとともに、さらなる発信力の強化に向けた職員の育成や環境整備を図る。</p> <p>【水戸の魅力発信の取組】</p> <p>水戸の魅力についての職員研修の開催、名刺・名札等の統一的デザインの導入、積極的な情報発信のための指針の策定及び推進など</p>																	
実施年次	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政情報提供の充実</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>水戸の魅力の発信の充実</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>行政情報提供の充実 情報内容の拡充及び新たな媒体の検討</p> <p>水戸の魅力の発信の充実 水戸の魅力の発信</p> <p>水戸の魅力の発信強化に向けた職員の育成及び環境整備</p>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	行政情報提供の充実			→	水戸の魅力の発信の充実		→					
	平成25年度	平成26年度	平成27年度															
行政情報提供の充実			→															
水戸の魅力の発信の充実		→																
目指すべき成果	<p>① 市政情報提供の内容及び機会の拡大</p> <p>② 水戸市のイメージアップ</p> <p>③ 市民が愛着を持つまちづくり</p>																	

実施項目名	5 市民意見の反映	市長公室みとの魅力発信課	
現状・課題	<p>広聴活動については、市政モニター制度、インターネットモニター制度、ホームページ及び各種懇談会などを活用し、市政全般についての意見や要望を聴き、市政運営への反映を図っている。また、市役所内に市民相談室を設置し、来庁者をはじめ、電話や郵便による問合せ等にも対応している。さらに、意見公募手続や審議会での意見を計画の策定や条例の制定に反映するなど、市民から寄せられた意見の効果的な活用を進めている。</p> <p>今後とも、多様な手法により幅広い年齢層からの意見を聴取し、それらを市政運営に反映することで、業務改善を図る必要がある。</p>		
実施内容	<p>様々な広聴活動を進め、幅広い年齢層からの意見の聴取を図る市政モニター制度やインターネットモニター制度の活用、市民懇談会等のこれまでの手法に加え、若者との懇談会についても検討する。</p>		
実施年次	平成25年度 広聴活動の拡充	平成26年度 → 多様な手法による意見の聴取	平成27年度
目指すべき成果	<p>① 幅広い年齢層の市民意見の聴取 ② 多様な市民意見の市政運営への反映</p>		

(2) 市民との協働による地域力の活用

実施項目名	6 協働事業の充実と体制づくり	市長公室地域振興課、各部各課																
現状・課題	<p>社会経済情勢の変化に伴い、行政課題は多様化しており、その解決に当たっては、市民や市民活動団体との相互の信頼関係のもとで、役割と責任を担い合い、市民や市民活動団体と市とがそれぞれの特性を生かしながら協力して公共的事業を取り組む「協働」の視点が求められている。</p> <p>創設から3年目を迎えた水戸市協働事業提案制度は、市民活動団体に着実に認知されてきているが、今後も、より多くの事業提案を受け、あらゆる分野において活発に協働事業を実践していくことが必要となっている。</p> <p>また、協働事業の確実な推進のためには、職員のコーディネートや企画立案の能力の向上が欠かせないものとなっている。</p> <p>＜参考：提案件数＞</p> <p>平成22年度6件、平成23年度7件、平成24年度8件</p>																	
実施内容	<p>① 従来の市民側からの協働事業提案制度に加えて、行政側から課題を提示する行政課題提示型協働事業を実施する。</p> <p>② 市民との協働事業の促進向け、職員のコーディネート能力や企画立案能力の向上を図るための「協働ワークショップ研修」などを階層別の研修に組み込み、協働事業を機能的に推進する体制づくりを図る。</p>																	
実施年次	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政課題提示型協働事業の実施</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>協働事業を機能的に推進する体制づくり</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>協働事業の推進に向けた職員の意識改革</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成25年度	平成26年度	平成27年度	行政課題提示型協働事業の実施			→	協働事業を機能的に推進する体制づくり	→					協働事業の推進に向けた職員の意識改革		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度															
行政課題提示型協働事業の実施			→															
協働事業を機能的に推進する体制づくり	→																	
		協働事業の推進に向けた職員の意識改革																
目指すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民活動団体の特性を生かした市民サービスの向上 ② 市民活動団体の活動の活発化 																	

実施項目名	7 市民協働による災害対策の推進	市民環境部地域安全課												
現状・課題	<p>本市は、災害発生時における応急対策や被災者への支援を、地域防災計画に基づき、他自治体や建設業者団体等の協力も得て行っている。</p> <p>東日本大震災のような大規模災害においては、すべての災害対策を行政の活動で行うことには限界があるため、災害に対する市民力を高め、市民協働による対応を図らなければならない。</p> <p>特に、自力で避難することが困難な障害者や一人暮らしの高齢者などの要援護者に対しては、地域における身近な対応が必要になっている。</p>													
実施内容	<p>① 災害時生活用水協力井戸登録制度などによる災害対策を推進する。</p> <p>② 全地区的自主防災組織と連携をしながら、要援護者の安否確認を行う災害時要援護者支援対策の拡大を図る。</p>													
実施年次	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時生活用水協力井戸登録による災害対策の推進</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者の支援対策の推進</td> <td>導入(10地区導入)</td> <td>地区の拡大(20地区導入)</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	災害時生活用水協力井戸登録による災害対策の推進			→	災害時要援護者の支援対策の推進	導入(10地区導入)	地区の拡大(20地区導入)	→
	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
災害時生活用水協力井戸登録による災害対策の推進			→											
災害時要援護者の支援対策の推進	導入(10地区導入)	地区の拡大(20地区導入)	→											
目指すべき成果	<p>① 協力者登録数の増加（災害時生活用水協力井戸の登録数目標数は600基）</p> <p>② 災害時要援護者支援体制の構築（支援対策を全地区に導入）</p>													

実施項目名	8 ボランティア情報の一元化及び活用の推進	市長公室地域振興課、市民環境部市民生活課、保健福祉部福祉総務課、教育委員会事務局生涯学習課、各部各課
現状・課題	<p>ボランティアは、東日本大震災の混乱の中、被災者の支援など、行政の対応が届かないところにも、非常に大きな力を発揮したところである。</p> <p>また、社会経済情勢の変化による市民ニーズの多様化に伴い、行政の活動だけでは十分な対応を行うことが困難な場合において、ボランティアのきめ細やかな活動が力を発揮している。</p> <p>本市においては、福祉ボランティアの活動の場として福祉ボランティア会館を設置し、人材の育成や活動に係る相談を行うほか、社会教育事業の企画・立案に携わる人材の養成講座等を通して生涯学習サポーターの育成を図るなど、ボランティア活動を支援し、活動しやすい環境づくりを進めている。また、公の施設において、それぞれの施設の特性に応じた役割を担ってもらうなど、市の各種事業にボランティアの活用を図っている。</p> <p>しかし、各課で有するボランティア情報が一元化されておらず、今後、ネットワークの構築を図る必要がある。</p>	
実施内容	ボランティア活動を支援し、活動しやすい環境づくりを推進する。また、ボランティア情報を一元化し、市の様々な分野に活用を図ることで、施策や事業を効果的に実施する。	
実施年次	ボランティア情報の一元化及び活用の推進	平成25年度 平成26年度 平成27年度 → ボランティア情報の一元化及び活用の推進
目指すべき成果	市民参加による効果的な事業の実施	

実施項目名	9 地域コミュニティプランに基づく活動の支援	市民環境部市民生活課	
現状・課題	<p>子育て、高齢者支援、青少年育成、防犯・防災などの地域に関わる課題への対応については、地域のことを一番わかっている地域住民による対応が非常に重要なことから、地域のコミュニティ活動が、一層円滑に進むような取組が求められている。</p> <p>これまで、地域コミュニティ活動の推進を図るうえでの指針となる地域コミュニティプランの作成について支援を進め、2地区において作成したところである。今後も、地域住民自らが主体となった活動に向け、プラン作成の拡大と推進を図り、地域コミュニティ活動の活性化を図っていく必要がある。</p>		
実施内容	<p>全ての地区会における地域コミュニティプランの作成とそのプランの実現に向け、行政情報の提供や研修会の開催、職員の派遣などの支援を行う。</p>		
実施年次	平成25年度 地域コミュニティプランに基づく活動の支援	平成26年度 地域コミュニティプラン作成の支援 (全地区作成完了)	平成27年度
目指すべき成果	<p>① 地域コミュニティプランを全地区で作成 ② 市民主体の地域コミュニティ活動の活性化</p>		

(3) 質の高い行政運営の推進

実施項目名	10 簡素で機能的な組織・機構の編成	総務部行政改革課								
現状・課題	<p>社会経済情勢の変化や地域主権改革による権限移譲の進展など、行政をとりまく環境が変化する中、本市の諸施策を円滑に実施するためには、簡素で機能的な執行体制の整備が必要である。</p> <p>本市の組織・機構については、これまで細分化の抑制、事務事業執行の効率性や類似性等に留意した編成に努め、市民に分かりやすい組織名称の改正、建設部内の組織の見直し、内原支所の廃止、幼保所管組織の一元化等を行ってきたところである。</p> <p>今後も、社会経済情勢の変化、国等の制度変更、市の政策課題に対応するとともに、市民に分かりやすこと等に留意した組織編成が必要である。</p>									
実施内容	社会経済情勢の変化、国等の制度変更、市の政策課題に対応でき、市民に分かりやすく、簡素で機能的な組織・機構の編成に向けた見直しを適宜行う。									
実施年次	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡素で機能的な組織・機構の編成</td><td>簡 素 で 機能 的 な 組 織 ・ 機 構 の 編 成</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 			平成25年度	平成26年度	平成27年度	簡素で機能的な組織・機構の編成	簡 素 で 機能 的 な 組 織 ・ 機 構 の 編 成		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
簡素で機能的な組織・機構の編成	簡 素 で 機能 的 な 組 織 ・ 機 構 の 編 成									
目標すべき成果	市民に分かりやすく、簡素で機能的な執行体制の構築									

実施項目名	11 保育所・幼稚園の適正配置	教育委員会事務局幼児教育課								
現状・課題	<p>現在、本市の市立幼稚園については、少子化の進行や就労環境の変化に伴い、定員充足率が年々低下し、現在約 56%となっている。一方、保育所については、認可保育所の年次的な創設や増改築等によりこれまでの 3 年間で 299 人の定員増を図ってきたが、新たな保育需要が喚起され、待機児童の解消につながらない状況にある。</p> <p>また、本市においては、平成 24 年度から幼児教育課を設置し、就学前児童に対する教育、保育に係る横断的かつ総合的な施策を推進しているところである。今後も就学前教育の充実や待機児童の解消に努めるとともに、国において、幼保一体化の取組を進めることとして検討が行われていることを踏まえ、保育所・幼稚園の規模及び配置の適正化、運営の効率化を図る必要がある。</p> <p><参考：待機児童数></p> <p>平成 24 年 4 月 1 日現在 88 人、10 月 1 日現在 220 人</p>									
実施内容	保育所・幼稚園については、地域の実情等を考慮しながら、就学前児童施設のあり方を含む適正な規模及び配置について検討する。									
実施年次	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所・幼稚園の適正配置</td> <td>適正配置方針の決定</td> <td>適正配置方針に沿った施策の推進</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	保育所・幼稚園の適正配置	適正配置方針の決定	適正配置方針に沿った施策の推進	
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度							
保育所・幼稚園の適正配置	適正配置方針の決定	適正配置方針に沿った施策の推進								
目指すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 就学前児童施設としての一体的な施策の展開 ② 効率的な施設運営 ③ 待機児童の解消 									

実施項目名	12 行政評価の推進	総務部行政改革課、各部各課								
現状・課題	<p>本市の行政評価においては、平成20年度までに対象事務事業のすべての評価を実施し、改善に取り組んできた。</p> <p>しかしながら、さらなる経費節減や事務事業の効率化を図り、市民の視点に立った質の高いサービスを提供するため、従前のものに改良を加え、平成24年度から新たに行政評価を開始したところである。</p> <p>新たな行政評価においては、本市をとりまく状況や時代の課題を捉え、効果的な評価対象事務事業テーマの設定を行い、事務事業の選定を行うこととしている。</p>									
実施内容	<p>新たな行政評価を用いて事務事業を客観的に評価し、行政の関与の必要性が低下している事務事業の整理、合理化を図るとともに、有効性や効率性が低い事務事業について改善を図る。また、評価結果については、毎年度予算に反映させる。</p>									
実施年次	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> <tr> <td>行政評価の推進</td> <td>行政</td> <td>評価の</td> <td>推進</td> </tr> </table>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	行政評価の推進	行政	評価の	推進
	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
行政評価の推進	行政	評価の	推進							
目指すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政の透明性の向上及び説明責任の徹底 ② 市民の視点に立った成果重視の行政への転換 ③ 効果的・効率的な行政運営による質の高い行政の実現 ④ 職員の意識向上 									

実施項目名	13 事務事業の見直し	総務部総務法制課、行政改革課、人事課、各部各課	
現状・課題	<p>厳しい行財政環境の中、多様化する市民ニーズに対応していくためには、市民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、事務事業の見直しを行う必要がある。</p> <p>そのため、市全体の事務事業の整理、合理化、手法見直しを推進するとともに、これまで作成した事務処理マニュアルをさらに効果的に活用し、事務処理の簡素化・効率化に努める。</p>		
実施内容	<p>① 各部各課において、事務事業の整理、合理化を図るとともに、手法の効率性について検討し、必要な見直しを行う。あわせて、職員の改革意識の向上を図るとともに、組織的な事務改善を推進する。</p> <p>【見直しを図る事務事業の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議ルールの設定による会議時間の縮小 ・嘱託員・臨時職員に係る社会保険等業務の一元化など <p>② 事務処理マニュアルは、平成27年度までに全部署で作成する。なお、作成及び見直し時には、目的を明確化し、必要性や有効性等の分析を行ったうえで、効率的な処理手順の検討を行う。</p>		
実施年次	平成25年度 事務事業の見直し 事務処理マニュアルの活用	平成26年度 事務事業の整理、合理化及び手法見直しの推進 事務処理マニュアルの作成及び分析による見直し	平成27年度
目指すべき成果	<p>① 事務事業経費の削減 ② 効率的な事業執行 ③ 職員の改革・改善意識の向上</p>		

実施項目名	14 市単独扶助費の見直し	保健福祉部担当課	
現状・課題	<p>扶助費は、社会保障制度の一つとして、生活保護法などの法律に基づき、全国統一的な制度、考え方により支給するものと、市が独自に住民福祉の増進を図るために支給しているもの(以下「市単独扶助費」という。)がある。</p> <p>市単独扶助費については、実施してから一定期間が経過し、その間に社会環境が変化していることから、見直しを行う必要がある。高齢者お祝い金については、長寿化が進んでいること、特定介護助成制度については、国における類似の事業が存在することなど、その必要性やサービス水準等について十分な検討が必要となっている。</p>		
実施内容	<p>市単独扶助費について、代替施策の調査・検討を十分に行ったうえで必要性、支給の範囲、支給額等の妥当性について検討を行い、見直しを進める。</p> <p>【見直しを検討する市単独扶助費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者お祝金（対象：77歳、88歳、99歳に達した者、開始時期：昭和45年（現在の対象者としたのは平成10年）） ・ 特定介護助成制度（対象：居宅要介護者及び要支援者のうち保険料の所得段階1・2段階の者、開始時期：平成12年） ・ 福祉手当（対象：在宅の重度心身障害者（児）、開始時期：昭和47年） 		
実施年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	高齢者お祝金の見直し	見直し内容の決定 → 市民への周知 → 見直し内容の実施	
	特定介護助成制度の見直し	新基準の決定 → 新基準の導入	
	福祉手当の見直し	福 祉 手 当 の 見 直 し	
目標すべき成果	市単独扶助費の適正化		

実施項目名	15 情報技術活用の推進	市長公室情報政策課	
現状・課題	<p>本市では、情報化実施計画に基づき、基幹システムの見直しや茨城県及び県内市町村による電子申請届出システムや県域統合型G I S等のシステムの共同化を図るとともに、全庁へのファイルサーバーシステムの導入、パソコンのハードディスクの暗号化など、情報セキュリティ対策の強化にも努めてきた。</p> <p>しかし、日々、情報技術が高度化する中、市民の利便性の向上及び業務の効率化を推進するためには、これまでの取組をさらに推進するとともに、システム調達の効率化に向けた取組を進め、また、クラウドコンピューティングを始めとした新たな技術についても積極的に推進する必要がある。</p>		
実施内容	<p>情報化実施計画に基づき、情報技術を活用し、市民の利便性向上、業務の効率化を進める。</p> <p>【情報技術活用の主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報技術マネジメント機能の確立（システム調達のための指針を策定するなど、情報システムを統制する体制の整備を行う。） ・ システム運用の共同化及び自治体クラウドコンピューティング活用の検討(他自治体とのシステムの共同運用や、クラウド化による自治体間の情報システムの集約と共同利用を進め、経費削減を図る。) ・ 行政手続のオンライン化（インターネットで手続可能な利用項目の充実及び電子決済システムの導入を、市民の利便性の向上の視点により検討する。） ・ 情報セキュリティ対策の強化（最新技術及び先進自治体の動向を踏まえた技術的な安全対策の強化、情報セキュリティの定期的なチェックを実施するとともに、職員への情報セキュリティ啓発教育を充実する。） 		
実施年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標すべき成果	情報技術活用の推進	情報技術活用の推進	情報技術活用の推進

※クラウドコンピューティングとは、専用回線等を介してデータセンターのサーバを利用してサービスの提供を受ける方式。サーバ等を所有しなくてもサービスの利用が可能となる。

実施項目名	16 入札制度の改正	財務部契約課	
現状・課題			
入札制度については、これまで一般競争入札において対象金額の拡大や郵便入札及び総合評価方式の導入、また、電子入札の拡大に努めるなど、透明性の確保、品質・競争性の向上を図ってきた。			
しかし、現在の入札は、電子入札及び郵便入札を除き、入札参加者が一堂に会して行われているため、不正行為防止の観点からさらなる入札手続の透明性の確保が必要となっている。また、入札参加者的人件費や移動コストの負担軽減及び入札事務等の効率化が求められている。			
実施内容	電子入札の対象を拡大する。なお、一般競争入札の拡大も一体的に検討し、入札参加者の増加に伴う競争性の向上を図る。		
実施年次	平成25年度 電子入札制度の対象の拡大	平成26年度 制度の対象の拡大 (総合評価方式導入工事の全てを対象)	平成27年度 (一般競争入札及び指名競争入札の対象を拡大) (建設工事の全てを対象)
目指すべき成果	①入札の透明性の確保 ②競争性の向上 ③入札事務の効率化及び迅速化		

実施項目名	17 職員定数の適正管理	総務部行政改革課	
現状・課題	<p>職員定数については、行財政改革プラン 2007において、国が地方自治体に求めている集中改革プラン等の数値よりも一層厳しい削減目標のもと適正化を進めてきた。しかしながら、厳しい行財政環境の中、義務的経費の抑制は大きな課題であることや人口規模が同様である他の特例市と比較しても多い状況を踏まえると、今後も定数の抑制に努めていく必要がある。そのため、現在は、平成 23 年度定数を基準として 4 年間で 100 人の削減を行うことを新たな目標値として取り組み、平成 24 年度には 30 人の削減を行った。</p> <p>なお、職員定数の適正化の推進に当たっては、職員が個々の能力を高め、意欲を持って職務に従事できるよう、一層の研修の充実が必要である。</p>		
実施内容	<p>プラン実施期間中に 70 人の削減を図る。なお、実施に当たっては、市民サービスの維持・向上を前提にするため、事務事業の終息や業務量の減少によるものほか、以下の手法を用いながら進めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事務事業の統合、廃止 ② 業務委託の活用、指定管理者制度の導入 ③ 事務事業の内容により、嘱託員及び臨時職員の活用 		
実施年次	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	職員定数の適正管理	→ 職 員 定 数 の 適 正 管 理 の 推 進	
目指すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 人件費の削減（プラン実施期間中に 70 人削減） ② 効率的な執行体制の確保 		

実施項目名	18 事務事業の民間活力活用の推進		総務部行政改革課、各部各課
現状・課題	<p>本市においては、これまで、事務事業の民間委託化を進め、一定の成果をあげてきたところであるが、今後も厳しい行財政環境が続く中、民間の持つ専門性やノウハウを積極的に活用し、市民サービスの維持・向上やコストの縮減を図る必要がある。</p>		
実施内容	<p>現在、市の行っている様々な事業について、市民サービスの維持・向上及びコストの縮減が図れるかについて十分な検討を行い、民間活力の活用の推進を図っていく。その際、各職種における職員の年齢構成や退職者の動向を踏まえ、計画的な移行を図るものとする。</p> <p>【民間活力活用の検討を図る事務事業】</p> <p>窓口業務、ごみ収集業務、清掃工場の業務、公園墓地管理事務所の業務、道路維持補修業務、給食調理業務など</p>		
実施年次	平成25年度 事務事業の民間活力活用の推進	平成26年度 民間活力活用の検討及び推進	平成27年度
目指すべき成果	<p>① 民間の能力を活用したサービスの維持・向上 ② 事務事業経費の削減</p>		

実施項目名	19 公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進	総務部行政改革課、施設管理所管部課												
現状・課題	<p>公の施設については、住民福祉の増進のために、平等にサービスを提供する必要があり、その適正な管理の確保が求められる一方で、厳しい行財政環境の中、運営コストの抑制についても、配慮した運営が求められている。</p> <p>本市においては、平成18年度から指定管理者制度を導入してきた。平成23年度には、子育て支援・多世代交流センターへはじめての公募を実施するなど、民間活力の活用を進めてきた。今後も、市民サービスの維持・向上やより効率的な運営に向け、手法や主体について、幅広く検討していくことが必要である。</p> <p>また、既に指定管理者に指定している施設の多くが、平成27年度末で指定の期間が終了することから、候補者の適切な選定に向けた検討を進める必要がある。</p>													
実施内容	<p>① 直営の施設について、サービスの維持・向上及び管理運営経費の削減などの観点から、指定管理者制度や業務委託などについて、幅広く検討を行い、民間活力の活用を進める。</p> <p>【民間活力活用の検討を図る施設】</p> <p>市民センター、植物公園、園芸指導センター、公設地方卸売市場、市営住宅、下水処理場、保育所、幼稚園、少年自然の家、博物館、図書館、その他新規施設など</p> <p>② 既に指定管理者に指定している多くの施設において、平成27年度末に指定期間が終了することから、公募する施設の範囲等について基本方針を決定の上、再選定を行う。</p>													
実施年次	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進</td> <td>民間活力活用の検討及び推進</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定期間終了に伴う対応</td> <td>公募にかかる基本方針の検討・決定</td> <td></td> <td>公募等による指定管理者の更新</td> </tr> </tbody> </table>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進	民間活力活用の検討及び推進			指定期間終了に伴う対応	公募にかかる基本方針の検討・決定		公募等による指定管理者の更新
	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
公の施設の管理運営にかかる民間活力活用の推進	民間活力活用の検討及び推進													
指定期間終了に伴う対応	公募にかかる基本方針の検討・決定		公募等による指定管理者の更新											
目指すべき成果	<p>① 民間の能力を活用したサービスの維持・向上</p> <p>② 管理運営経費の削減</p>													

実施項目名	20 外郭団体の財務体質・執行体制の改善	総務部行政改革課、外郭団体所管部 課	
	<p>これまで、外郭団体においては、経営改善計画に基づく改革を実施するほか、市からの派遣職員の引き揚げを行うなど、自立に向けた取組が進められてきたところである。</p> <p>しかしながら、外郭団体が指定管理者となっている施設の多くが、平成27年度末で指定期間が切れるところから、民間との競争力の強化を図る必要がある。また、今後も厳しい社会経済情勢が予想されることなどから、統合による経営力強化を含めた一層の経営改善が求められている。</p>		
現状・課題	<p>外郭団体は、公の施設の管理や各団体の設立目的に沿った自主事業を行うなど、市の施策と特に密接な関係のある分野を補完することで、市民サービスの向上に重要な役割を果たしてきた。しかし、設立から一定の期間が経過しており、その間の社会情勢が大きな変化を見せていることを考慮すると、事業内容やあり方について、検討すべき時期がきているものと考えられる。</p> <p>【水戸市の外郭団体】</p> <p>芸術振興財団、国際交流協会、土地開発公社、社会福祉協議会、社会福祉事業団、シルバー人材センター、勤労者福祉サービスセンター、商業・駐車場公社、観光協会、農業公社、公園協会、スポーツ振興協会</p>		
実施内容	<p>① 各団体の経営改善計画に基づき、引き続き財務体質や執行体制の改革改善を実施する。</p> <p>② 統廃合を含めた団体のあり方について検討を行う。</p>		
実施年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度
外郭団体の財務体質・執行体制の改善	<p>経営改善計画に基づく改革改善の推進 (新たな経営改善計画の策定)</p>		→
外郭団体の統廃合の検討及び推進	<p>統廃合の検討及び推進</p>		→
目指すべき成果	<p>① 外郭団体経営の健全化 ② 外郭団体運営に係る経費の削減</p>		

実施項目名	21 一部事務組合のあり方の検討	市長公室政策企画課、市民環境部衛生管理課、ごみ対策課、産業経済部農政課									
現状・課題	<p>市町村合併が進んだ結果、構成市町村数が少ない一部事務組合や、処理区域の大半が同一市町村の区域となっている一部事務組合が増えている。</p> <p>また、共同処理する事務の区域が旧市町村の区域で分かれ、同じ市内でありながら、旧市町村の区域ごとに取扱いに違いが生じているものもある。</p> <p>このような状況から、各市町村及び一部事務組合は、そのあり方について見直し、行財政の効率化を図る時期にきている。</p>										
実施内容	<p>合併後の市町村の区域や社会経済情勢の変化等を踏まえ、本市から働きかけを進め、関係市町村とともに一部事務組合の将来のあり方についての検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大洗、鉢田、水戸環境組合 ② 水戸地方農業共済事務組合 ③ 茨城地方広域環境事務組合 ④ 笠間・水戸環境組合 ⑤ 笠間地方広域事務組合 										
実施年次	一部事務組合のあり方の検討	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">平成25年度</td> <td style="width: 33%;">平成26年度</td> <td style="width: 33%;">平成27年度</td> </tr> <tr> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td colspan="3">一 部 事 務 組 合 の あ り 方 の 検 討</td> </tr> </table>	平成25年度	平成26年度	平成27年度	→			一 部 事 務 組 合 の あ り 方 の 検 討		
平成25年度	平成26年度	平成27年度									
→											
一 部 事 務 組 合 の あ り 方 の 検 討											
目指すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 運営の効率化、合理化 ② 運営経費の削減 										

(4) 将来を見据えた財政基盤の構築

実施項目名	22 給与の適正化	総務部人事課																
現状・課題	<p>職員の給与等については、国家公務員に準拠した給与制度とするため、これまでも人事院勧告に準じた見直しを行うとともに、各種手当についても、廃止等の見直しを行ってきた。</p> <p>今後とも、市民の理解が得られるよう、国等に準じた給与制度とするための見直しを行う必要がある。</p> <p>なお、現在、国においては、人事院勧告制度のあり方について検討がなされている。</p>																	
実施内容	<p>① 人事院勧告に準拠し、官民の給与較差に基づく給与の適正化を図る。</p> <p>② 自宅に係る住居手当については、国や他団体の支給状況を踏まえた見直しを行う。</p> <p>③ 特殊勤務手当については、本来の制度の趣旨を踏まえた見直しを行う。</p>																	
実施年次	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与の適正化</td> <td colspan="2">人事院勧告に準拠した給与の見直し</td><td></td></tr> <tr> <td>自宅に係る住居手当の見直し</td> <td>自宅に係る住居手当の見直しの検討・決定</td><td>見直し内容の実施</td><td></td></tr> <tr> <td>特殊勤務手当の見直し</td> <td colspan="2">特殊勤務手当の見直し</td><td></td></tr> </tbody> </table>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	給与の適正化	人事院勧告に準拠した給与の見直し			自宅に係る住居手当の見直し	自宅に係る住居手当の見直しの検討・決定	見直し内容の実施		特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当の見直し		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度															
給与の適正化	人事院勧告に準拠した給与の見直し																	
自宅に係る住居手当の見直し	自宅に係る住居手当の見直しの検討・決定	見直し内容の実施																
特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当の見直し																	
目指すべき成果	<p>① 給与水準の適正化</p> <p>② 人件費の削減</p>																	

実施項目名	23 財政分析と公表	財務部財政課												
現状・課題	<p>持続可能な財政運営を行うため、本市では、的確な財政状況の分析を行い、「中期的財政見通し」、「バランスシート及び行政コスト計算書」、「財政の現状」等を作成し、ホームページや広報紙などを通じて公表している。</p> <p>公表資料については、更に内容や表現を検討し、専門的な指標や用語については、解説を加えるなどの工夫を行う必要がある。</p>													
実施内容	<p>① 市の財政状況を的確に把握し、今後の財政運営の指針となる分析を行う。</p> <p>② 分析結果をより分かりやすい形式で公表する。</p>													
実施年次	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政状況の分析</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>分析結果の分かりやすい公表</td> <td colspan="3">→</td> </tr> </tbody> </table>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	財政状況の分析	→			分析結果の分かりやすい公表	→		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
財政状況の分析	→													
分析結果の分かりやすい公表	→													
目指すべき成果	<p>① 持続可能な財政運営</p> <p>② 財政の透明性の確保及び市民理解の向上</p>													

実施項目名	24 公債費負担の適正化	財務部財政課												
現状・課題	<p>将来の公債費負担の軽減を図るため、一般会計の普通債発行を償還元金の8割以内に抑制している。この結果、実質公債費比率を平成19年度決算の16.4%から平成23年度決算の10.6%に改善したところである。</p> <p>しかし、実質公債費比率は類似団体との比較において高い状況にあるため、引き続き市債発行を抑制する必要がある。</p>													
実施内容	<p>一般会計における普通債の新規発行額を、償還元金の8割以内に抑制することにより、将来の公債費に対する負担の縮減を図る。</p> <p>ただし、新たな廃棄物処理施設等の大規模な施設整備については、短期間に多額の市債発行を行う見込であることから、対象外とする。</p>													
実施年次	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市債発行の抑制</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市債発行の抑制</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	市債発行の抑制			→		市債発行の抑制		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
市債発行の抑制			→											
	市債発行の抑制													
目指すべき成果	<p>① 実質公債費比率の減少(10%以下)</p> <p>② 財政の健全性と弾力性の確保</p>													

実施項目名	25 受益者負担の適正化	財務部財政課、各部各課	
現状・課題	<p>受益と負担の適正化を図るため、各種サービスにおける使用料や手数料については、定期的な見直しを実施している。</p> <p>また、サービスの内容変更や施設の更新等を実施したものについては、適宜、料金等の見直しを行っている。</p>		
実施内容	<p>① 下水道・農業集落排水施設使用料は、平成24年度に検討を行い、平成25年度に改定を実施する。</p> <p>② 下水道事業は、事業の経営状況の正確な把握を行うため、公営企業法における財務規定の適用に向けた準備を進める。</p> <p>③ その他の使用料・手数料は、平成25年度に検討を行い、平成26年度に改定を実施する。</p> <p>④ 現在は使用料・手数料を徴収していない行政サービスについても、受益者負担の適正化の観点から、有料化に向けた検討を行う。</p>		
実施年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度
下水道・農業集落排水施設使用料の改定	改定の実施		改定の検討
下水道事業の公営企業化の推進	公営企業法における財務規定の適用に向けた準備		財務規定の適用
その他の使用料・手数料の改定	改定の検討	改定の実施	
新たな使用料・手数料の検討	新たな使用料・手数料等の検討		
目指すべき成果	<p>① 受益者負担の適正化</p> <p>② 住民負担の公平性の確保</p>		

実施項目名	26 補助金・負担金の適正化	財務部財政課、各部各課	
現状・課題	<p>補助金については、5年ごとに補助金等検討専門委員による検討を行うこととしており、現在は、平成21年度の検討結果を基に、毎年度の予算編成において見直しを行っている。しかし、今後も効果の検証を行うなど、時代のニーズに即した継続的な見直しが必要である。</p> <p>負担金については、市は支出団体の構成員として、当該団体の財政運営に対して経費削減を要請しているが、より一層の働きかけが必要である。</p>		
実施内容	<p>① 平成21年度の補助金等検討専門委員による検討結果を踏まえた見直しを実施するとともに、平成26年度に改めて同専門委員による検討を行い、継続的に見直しを実施する。</p> <p>② 負担金については、負担金支出団体に対し経費削減による負担金の縮減を求めるとともに、任意加入団体については、費用対効果の検証を行い、加入の是非について踏み込んだ検証を行う。</p>		
実施年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	補助金の見直し (平成21年度の検討を踏まえた対応)	補助金の見直し 補助金等検討専門委員による検討 (平成26年度の検討を踏まえた対応)	→ →
	負担金の見直し 負担金の見直し →	負担金の見直し →	
目指すべき成果	補助金・負担金支出の適正化		

実施項目名	27 社会保障制度の適正な運営	保健福祉部生活福祉課、高齢福祉課、国保年金課、介護保険課、保健センター
現状・課題	<p>急速な高齢化等を背景として、医療や介護に対する需要が増大しており、それらを反映して、本市においても、国民健康保険や介護保険の給付費が大幅に増加している。また、長引く景気低迷等の社会経済情勢に起因し、生活保護費が大幅に増加している。</p> <p>こうした状況を踏まえ、これら社会保障制度の運営を維持するための施策を推進する必要がある。</p>	
実施内容	<p>社会保障制度の健全な運営を維持するため、歳出の抑制策を推進するとともに、国民健康保険税及び介護保険料について、定期的な見直しによる適正な賦課を行う。（収納率向上対策については別掲）</p> <p>① 国民健康保険については、医療費の適正化を図るため、診療報酬明細書（レセプト）の内容点検の充実、後発医療品（ジェネリック医薬品）の使用促進、頻回受診者対策等を推進するとともに、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上など、保健事業の推進を図る。</p> <p>② 介護保険については、要介護認定やケアマネジメント、サービス提供体制及び介護報酬請求等の適正化を図る。</p> <p>③ 市民の健康の保持増進を図るため、健康教育、健康相談、健康診査等の事業を実施するとともに、介護予防のため、すべての高齢者を対象にした一次予防事業や、要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象にした二次予防事業を実施する。</p> <p>④ 生活保護については、ハローワークとの連携による求職情報の提供や面接指導等の就労支援を進めるとともに、課税状況や資産等の調査による不正受給の防止に向けた取組や扶養義務者に対して扶養能力調査を進める。</p>	
実施年次	社会保障制度の適正な運営	平成25年度 平成26年度 平成27年度 → 社会保障制度の運営を維持するための施策の推進
目指すべき成果	社会保障制度の適正な運営	

実施項目名	28 収納率の向上	市税等徴収担当各課																								
現状・課題	<p>本市の市税等の収納については、納付相談の強化や納付機会の拡大を図るとともに、悪質な滞納者を中心に、財産調査や滞納処分を実施するなどの取組を進めてきた。これらの結果、収納率が向上したものもあるが、長引く景気低迷や東日本大震災の影響等により、収納率の改善に至らないものもあった。納税者及び受益者間の公平性の確保、安定的な財源確保を図るためにも一層の対策強化が必要である。</p>																									
実施内容	<p>① 市税については、納税者の自主納付意識を高めるとともに、納付相談・指導の強化により、財産調査及び滞納処分（差押え、インターネット公売）を含めた効率的・効果的な滞納整理事務を推進する。</p> <p>② その他の使用料等についても、納付相談・指導等による実態把握に努め、戸別訪問や連帯保証人への指導など滞納整理を実施するとともに、高額滞納者に対しては、法的措置などの対応を図る。</p> <p>③ 民間活力の活用などによる効率的・効果的な収納手法の検討を行う。</p> <p>【収納率向上を目指す主な税・料等】</p> <p>市税、国民健康保険税、介護保険料、し尿処理手数料、保育所保護者負担金、市営住宅家賃等、農業集落排水施設使用料、水道料金、下水道使用料</p>																									
実施年次	収納率の向上	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納付相談・指導の強化</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>財産調査等の強化</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>滞納処分の強化（公売等）</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>納付機会拡大策の検討、実施</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>収納業務への民間活力の活用等の検討</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>		平成25年度	平成26年度	平成27年度	納付相談・指導の強化	→	→	→	財産調査等の強化	→	→	→	滞納処分の強化（公売等）	→	→	→	納付機会拡大策の検討、実施	→	→	→	収納業務への民間活力の活用等の検討	→	→	→
	平成25年度	平成26年度	平成27年度																							
納付相談・指導の強化	→	→	→																							
財産調査等の強化	→	→	→																							
滞納処分の強化（公売等）	→	→	→																							
納付機会拡大策の検討、実施	→	→	→																							
収納業務への民間活力の活用等の検討	→	→	→																							
目指すべき成果	<p>① 収納率向上による財源確保 (プラン実施期間中に、市税 92.0%, 国民健康保険税 55.3%, 介護保険料 95.0%, し尿処理手数料 92.2%, 保育所保護者負担金 93.4%, 市営住宅家賃等 61.2%, 農業集落排水施設使用料 90.0%, 水道料金 94.8%, 下水道使用料 94.1% の収納率達成を目指す)</p> <p>② 納税者及び受益者間の公平性の確保</p>																									

実施項目名	29 未利用財産の活用と処分	総務部管財課、水道部経理課
現状・課題	未利用財産については、平成19年度に未利用財産有効活用指針を定め、一般競争入札による売却や貸付を進め、活用及び処分を進めてきた。しかし、狭小・不整形な土地であったり、地理的条件、街路条件、交通条件など諸条件が劣っているなどの事由により、利活用が進まない財産が多く、これらは長期保有となることから、除草清掃等の維持管理費用が負担となっている。	
実施内容	一般競争入札による売却を推進するとともに、隣接地権者への売却働きかけを継続する。また、売却の状況を見ながら、民間活力を活用した処分方策についても検討を進める。	
実施年次	未利用財産の活用と処分	平成25年度 平成26年度 平成27年度 → 未利用財産の売却や貸付の推進
目指すべき成果	① 売却や貸付による収入確保（年3件程度の売却及び貸付） ② 維持管理経費の縮減	

実施項目名	30 先行取得用地の管理の適正化	総務部管財課
現状・課題	<p>土地開発公社が先行取得した事業用地や代替用地は、公共事業での利活用が進まず、保有期間が長期化するとともに、借入金の利息の増加と地価の下落により、時価と簿価のかい離が増加している。このため、国の土地開発公社経営健全化対策に基づき、平成24年度までに保有期間が5年以上の長期保有地を標準財政規模の10%以下とすることを目標に、計画的に買い戻しを進めてきたところである。</p> <p>しかし、行政による買戻し活用が困難な用地については、民間売却など新たな活用等に取り組む必要がある。</p>	
実施内容	<p>土地開発公社が保有する長期保有土地について、公社経営健全化対策に基づき、行政使用目的の再検討を行うとともに、民間売却を含めた新たな活用策についても検討する。また、保有期間が5年以上の長期保有地については、財政的負担の平準化を検討しながら、引き続き、計画的な買戻しや利活用を推進する。</p>	
実施年次	先行取得用地の適正管理	平成25年度 平成26年度 平成27年度
目指すべき成果	<p>① 土地開発公社の経営の改善 ② 土地開発公社の金利負担の軽減</p>	

実施項目名	31 新たな財源の拡充	財務部財政課、各部各課												
現状・課題	<p>新たな財源の拡充を図るため、歳入等検討委員会を中心に検討を進めている。これまで広報紙や公用車への広告掲載、民間資金による市民課電子番号表示案内システムの導入、ネーミングライツの市立競技場への導入（平成21年度）などを行ってきた。しかし、自主財源の確保や官民協働のまちづくりの観点からも、引き続き新たな財源の拡充の検討を行う必要がある。</p> <p>また、水戸市を応援してくださる方の気持ちをまちづくりに活用する「水戸黄門ふるさと寄附金」について、広く周知を図る必要がある。</p>													
実施内容	<p>これまでの取組を継続するとともに、新たな媒体への広告掲載やネーミングライツの導入拡大などについて検討・推進する。また、ふるさと寄附金の周知を行い、歳入の確保に努める。</p>													
実施年次	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td></tr> <tr> <td>新たな財源の拡充</td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td></td><td>財 源 拡 充 策 の 検 討 ・ 推 進</td><td></td><td></td></tr> </table>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	新たな財源の拡充			→		財 源 拡 充 策 の 検 討 ・ 推 進		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
新たな財源の拡充			→											
	財 源 拡 充 策 の 検 討 ・ 推 進													
目指すべき成果	自主財源の確保													

(5) 行政運営を担う職員の資質の向上

実施項目名	32 人事配置による職員の能力育成	総務部人事課												
現状・課題	<p>人事異動は、組織を活性化させるとともに、職員の能力開発という面でも重要な役割をもっている。本市の人事異動については、毎年、全職員に対して異動等に関する意向を確認する自己申告書の提出を求め、職員個々が希望する部署や業務、資格・免許の把握を行っている。また、平成23年度には、特定事務に従事する職員の公募を実施したところである。しかし、人事異動は、各部署の業務維持に支障が生じないようを行う必要があり、さらに、退職者が多数生じていたことなどから、一部硬直化された状況があった。</p> <p>組織としての最大の効果をあげるためにも、今後とも職員個々の能力や適性、また、熱意とやる気を生かせるような人事配置と人材育成に努めることとし、特に採用後一定期間内の職員について、重点的な取組を行う必要がある。</p>													
実施内容	<p>① 新規採用後の一定期間を職員の能力育成期間として位置付け、定期的な異動を実施し、様々な職務分野や行政分野をバランスよく経験させる（ジョブローテーション）。</p> <p>② 人事異動における自己申告を継続し、職員個々の希望や能力等の把握に努める。また、特定事務に従事する職員の公募について効果的な活用を図るなど、職員のやる気を尊重できる人事異動の手法について検討を行う。</p>													
実施年次	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジョブローテーションの実施</td> <td>ジョブローテーションの検討</td> <td>ジョブローテーションの実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人事異動における自己申告の活用等による、効果的な人事配置</td> <td colspan="2"> <p>自己申告の実施・活用 特定事務に従事する職員の公募制の検討・実施</p> </td><td></td> </tr> </tbody> </table>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	ジョブローテーションの実施	ジョブローテーションの検討	ジョブローテーションの実施		人事異動における自己申告の活用等による、効果的な人事配置	<p>自己申告の実施・活用 特定事務に従事する職員の公募制の検討・実施</p>		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
ジョブローテーションの実施	ジョブローテーションの検討	ジョブローテーションの実施												
人事異動における自己申告の活用等による、効果的な人事配置	<p>自己申告の実施・活用 特定事務に従事する職員の公募制の検討・実施</p>													
目標すべき成果	<p>① 組織の活性化 ② 計画的な人材育成</p>													

実施項目名	33 人事評価制度の確立	総務部人事課																												
現状・課題	<p>本市の人事評価については、職員に必要とされる能力や行動を評価基準とし、職員のあるべき姿を客観的に評価するなど、人材育成の視点に立った能力・業績重視の人事管理の実現を図ることを目的に行っている。</p> <p>人事評価については、平成18年度から管理職の試行を行い、現在は、管理職について本格実施、係長級職員及び一部の係員においても試行を行うなど、段階的に対象者を拡大しながら課題等の検証を続けている。</p>																													
実施内容	<p>① 全職員を対象とした人事評価の本格実施を目指し、さらに制度の目的及び趣旨の周知・浸透を図りながら、公平性・公正性、納得性等が確保された制度の構築を図る。なお、評価の実施に当たっては、目標とする職員像を明確化するとともに、評価期間中の助言・指導や評価結果の職員へのフィードバックなどにより、人事評価の過程を通じた人材の育成に努める。また、本格実施に向けて、効率的な評価データの管理システムの整備についても検討を進める。</p> <p>② 評価結果について、人事管理等への活用を図り、また、給与に反映するための検討を行う。</p>																													
実施年次	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人事評価の実施</td> <td></td> <td>管理職を対象とした人事評価の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>管理職以外の職員を対象とした人事評価の試行</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td>管理職以外の職員を対象とした人事評価の実施</td> </tr> <tr> <td>人事評価結果の活用</td> <td></td> <td>評価結果の人事管理・給与等への活用を検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	人事評価の実施		管理職を対象とした人事評価の実施			→		→			管理職以外の職員を対象とした人事評価の試行				→	管理職以外の職員を対象とした人事評価の実施	人事評価結果の活用		評価結果の人事管理・給与等への活用を検討			→		→
	平成25年度	平成26年度	平成27年度																											
人事評価の実施		管理職を対象とした人事評価の実施																												
	→		→																											
		管理職以外の職員を対象とした人事評価の試行																												
		→	管理職以外の職員を対象とした人事評価の実施																											
人事評価結果の活用		評価結果の人事管理・給与等への活用を検討																												
	→		→																											
目指すべき成果	<p>① 人材育成の視点に立った能力・業績重視の人事管理の実現 ② 人事評価に基づく計画的な人材育成 ③ 評価者と被評価者のコミュニケーションの増加による組織の活性化</p>																													

実施項目名	34 職員研修の充実	総務部人事課															
現状・課題	<p>限られた人員で、市民ニーズに的確に応え、良質な行政サービスを提供していくためには、職員の能力開発や資質の向上を図る職員研修が重要となる。本市の職員研修制度は、平成20年度に改訂した水戸市人材育成基本方針に基づき、自己啓発、職場研修、職場外研修の3つの柱をバランスよく組み合わせて実施することで、職員の能力開発等を相乗的に推進している。</p> <p>しかし、多くの退職者が生じている中、良質で安定した市民サービスを提供していくために、さらに、職員研修の充実を図る必要がある。</p>																
実施内容	<p>水戸市人材育成基本方針に基づき、引き続き、以下の人材育成のための職員研修を推進する。特に、技術職員については、職場研修と職場外研修による技術水準の維持に向けた研修を進める。また、人材育成基本方針について、これまでの実績等を踏まえた見直しを行う。</p> <p>① 職員の自主性に委ねるだけでなく、自己啓発へのきっかけ作りを支援し、取り組みやすい職場環境づくりを進める。 (管理監督者による取組の奨励と支援の推進、自己啓発の支援措置の整備、自己啓発結果の人事管理への反映の検討など)</p> <p>② 日常業務に直結し、職員個人の特性に応じたきめ細やかな個別指導ができる職場研修（OJT）の充実強化を図る。なお、嘱託員及び臨時職員に対する職場研修についても推進する。 (職場研修マニュアルの周知、管理監督者・職場研修推進役に対する研修の充実)</p> <p>③ 本来の職務から離れ、集中して行う職場外研修の充実強化や制度整備を図る。 (階層別研修の推進、公募型及び課目選択型研修の拡充、大学・研究機関への派遣研修の充実、他自治体等との合同研修の検討、研修効果の測定手法の検討)</p>																
実施年次	水戸市人材育成基本方針に基づく職員研修の推進	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">平成25年度</td> <td style="width: 33%;">平成26年度</td> <td style="width: 33%;">平成27年度</td> </tr> <tr> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>職 員 研 修 の 推 進</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td colspan="3">方針の見直し</td> </tr> </table>	平成25年度	平成26年度	平成27年度	→			職 員 研 修 の 推 進			→			方針の見直し		
平成25年度	平成26年度	平成27年度															
→																	
職 員 研 修 の 推 進																	
→																	
方針の見直し																	
目指すべき成果	<p>① 職員の資質の向上 ② 技術水準の維持</p>																

実施項目名	35 多様な人材の確保	総務部人事課	
現状・課題	<p>市民ニーズの多様化と高度化が進んでおり、また、国等からの権限移譲の進展に併せ、多様な人材の確保が必要となっている。</p> <p>本市においては、職員採用の上級事務試験において専門試験の廃止や第1次試験での集団討論の実施など、人物重視の人材確保に努めてきた。また、職員の年齢構成を考慮した受験資格の弾力的な運用、専門職の採用（埋蔵文化財専門員、社会福祉士等）に加え、上級事務の教養試験に替えて地域活動やボランティア活動の経験、大学での学業等の取組を評価する、新たな試験区分を設けるなどの取組を行ってきた。</p> <p>今後も限られた職員数により多様化する市民ニーズに対応するとともに、安定的な行政運営を確保するためには、人材の育成期間を想定した計画的な職員採用と、多様な人材の確保を引き続き行う必要がある。</p>		
実施内容	<p>以下の点を考慮した中長期的な採用計画に基づき、多様な人材の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の育成期間を想定した計画的な職員採用を行う。 ・ 専門的な知識や技術が求められる事業で、事業期間が限られている場合は、任期付職員の活用を積極的に図る。 ・ 職員採用試験は、職務に必要な知識とコミュニケーション能力や行動力等を総合的に評価する方法とする。 		
実施年次	平成25年度 多様な人材の確保	平成26年度 中長期的な採用計画に基づく多様な人材の確保	平成27年度
目指すべき成果	<p>① 市民ニーズに対応できる職員の配置 ② 効率的な行政運営の確保</p>		

実施項目名	36 職員の勤務環境の改善	総務部人事課																
現状・課題	<p>国等からの権限移譲や震災の影響等により、職員の勤務環境が大きく変化している。よりよい行政サービスを提供するためには、職員個々の公務能率の向上を図ることが必要であることから、本市においては、職員の心と体の健康づくりや時間外勤務の縮減への取組を進めるとともに、次世代育成支援への対応などを図ってきたところである。</p> <p>今後も、効果的かつ効率的な行政運営を行うために、職員が持てる能力を十分に発揮できる勤務環境づくりを進める必要がある。</p>																	
実施内容	<p>① 時間外勤務の縮減の基本方針に基づき、職員の健康を保持するとともに、より効率的な行政運営を推進していくため、時間外勤務の縮減に向けた取組を進める。</p> <p>【時間外勤務の縮減に向けた取組】</p> <p>週休日の振替の活用の推進、時差勤務制度等の拡大、ノー残業デーの推進、客観的な出退勤管理など</p> <p>② 定期健康診断等の実施に加え、水戸市職員の心の健康づくり計画に基づくメンタルヘルスケアを推進し、職員の健康管理の充実を図る。</p> <p>【職員の健康管理の取組】</p> <p>定期健康診断等の受診勧奨、健康情報の提供、推進体制の整備、長期療養職員への支援など</p> <p>③ 水戸市特定事業主行動計画に基づき、次世代育成支援対策の推進を図る。</p> <p>【次世代育成支援対策の取組】</p> <p>男性職員の出産補助及び育児参加休暇制度の周知、育児休業等の取得促進、育児休業取得職員の円滑な職場復帰支援</p>																	
実施年次	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間外勤務の縮減</td> <td colspan="2">時間外勤務の縮減の検討・実施</td><td>→</td></tr> <tr> <td>職員の健康管理</td> <td colspan="2">職員の健康管理の充実</td><td>→</td></tr> <tr> <td>次世代育成支援対策の推進</td> <td colspan="2">次世代育成支援体制の推進</td><td>→</td></tr> </tbody> </table>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	時間外勤務の縮減	時間外勤務の縮減の検討・実施		→	職員の健康管理	職員の健康管理の充実		→	次世代育成支援対策の推進	次世代育成支援体制の推進		→
	平成25年度	平成26年度	平成27年度															
時間外勤務の縮減	時間外勤務の縮減の検討・実施		→															
職員の健康管理	職員の健康管理の充実		→															
次世代育成支援対策の推進	次世代育成支援体制の推進		→															
目指すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 時間外勤務の縮減による職員の健康の確保（プラン実施期間中に時間外勤務時間数10%削減） ② 職員の職務遂行能力の向上 ③ 次世代育成支援対策の推進 																	

資 料 編

・水戸市行財政改革調査特別委員会設置要項	6 5
・水戸市行財政改革調査特別委員会委員名簿	6 6
・水戸市行政改革推進委員会答申文	6 7
・水戸市行政改革推進委員会条例（抄）	6 9
・水戸市行政改革推進委員会委員名簿	7 0
・「水戸市行財政改革プラン 2013（案）」への市民意見等の概要及び各意見等に対する市の考え方	7 1
・水戸市行政改革推進本部規程（抄）	7 5

行財政改革調査特別委員会設置要項

1 目的

我が国の経済情勢は、外需や国の緊急経済対策の効果等により、緩やかな回復基調にあるものの、円高の進行や海外経済の減速懸念等により、依然として厳しい状況にあるが、平成23年3月に発生した東日本大震災によって、さらに大きな打撃を受け、極めて不透明なものとなっている。

地方においても、地方税収入や地方交付税の大幅な縮減等の影響による厳しい状況を脱することができないまま、震災からの復旧、復興という重い課題を背負うこととなったところである。

これまで、本市においては、平成15年度策定の新行財政改革大綱、平成18年度策定の行財政改革プラン2007に基づき、財源の確保や職員定数の削減による人件費の抑制など、行財政全般にわたって諸般の改革を進めてきたところであり、平成22年度には、新たに行財政改革プラン2010を策定したところである。

このような状況において、地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権が一層拡大し、地域の実情に即した行政を、主体的かつ効率的に展開していくことが求められている。

よって、水戸市議会としては、厳しい行財政状況や社会環境の変化への的確な対応と震災からの迅速な復旧、復興を並行して推進していくという困難な課題に対処する必要から、行財政改革の一層の推進を図るとともに、その進捗状況等について、調査、検討を行うため、行財政改革調査特別委員会を設置する。

2 委員定数

15名

3 付議事件

行財政改革に関する事項

4 調査期限

議会が調査終了を議決するまで

行財政改革調査特別委員会委員名簿

安 藏 栄

大 津 亮 一

田 中 真 己

鈴 木 宣 子

高 倉 富士男

木 本 信太郎

細 谷 春 幸

○ 小 室 正 己

藤 田 精 治

袴 塚 孝 雄

◎ 伊 藤 充 朗

小 川 勝 夫

田 口 文 明

高 橋 丈 夫

松 本 勝 久

(以 上 15 名)

行推答申第1号

平成24年11月19日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市行政改革推進委員会

委員長 羽生 健志

水戸市行財政改革プラン2013の策定について（答申）

平成24年10月9日付行革諮問第2号で、当委員会に諮問のありました標記の件について、下記意見を添え、別添のとおり答申いたします。

厳しい行財政環境が続く中、行財政改革プラン2013の基本理念である「市民が安心して暮らせる未来へ向けた行財政運営の実現」を図るためには、市民目線に立った行財政改革を積極的に進める必要があります。そのため、私たちが審議の中で重視したのは、市民にとってより分かりやすく具体的な計画とすることです。

したがって、目標値を定められなかった実施項目については、進行管理を行う中で、できるだけ数値化するなど、分かりやすく公表するように努め、市民の理解を得ながら改革を成し遂げていただきたいと考えております。

また、今後5年間で36億円もの財源不足が見込まれる中、財政の健全化を図るためには、収納率の向上に重点的に取り組むことが必要であると考えております。そのため、市長のリーダーシップの下、全職員が一丸となって収納率の向上をはじめとする行財政改革に取り組むことを要望します。

記

- 1 厳しい行財政環境が続く中、速やかな改革が求められることから、検討のうえ実施することを位置付けている項目については、早急に改革の具体化を図り、積極的に実施に移すこと。
- 2 行財政改革の推進に当たっては、本プランにおいて、市民の安心を基本理念としていることに鑑み、行政サービスの維持・向上の視点をもって取り組むこと。

- 3 各実施項目の取組状況については、その進捗状況が、市民に十分に理解されるよう、分かりやすい公表に心がけること。
- 4 職員定数の削減に当たっては、市民サービスの低下を招かず、最大の効果が發揮されるように十分な検討を行い取り組むこと。なお、その実施に際しては、職員の能力向上に努めるとともに、職員の健康等に配慮すること。
- 5 民間活力の活用に当たっては、市が直接実施した場合と委託等により実施した場合について費用対効果の十分な精査を図ること。また、受託者等について十分な検討を行い、必要に応じて、受託者の育成を図るなどの手段を講じること。
- 6 財務分析と公表については、行財政改革の効果である財政の状況が市民にもっと理解されるよう、分かりやすい資料を工夫して提供すること。
- 7 収納率の向上については、財源確保として最も効果的であることから、最大限の対応を図り、収納率目標値の上方修正がされるように努力すること。その際、滞納者の状況把握に努め、他市の先進事例を参考にした効率的かつ効果的な手法により取り組むこと。

○水戸市行政改革推進委員会条例（抄）

平成7年6月30日
水戸市条例第29号

（設置）

第1条 本市における行政改革を推進するため、水戸市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革の進行管理に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、総務部において行う。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

水戸市行政改革推進委員会委員名簿

平成24年11月19日現在

氏名	選出区分
境 昭彦	公募
谷口 孝悦	公募
中村 英樹	公募
小川 喜治	地域団体（水戸市住みよいまちづくり推進協議会）
井川 ヨヅエ	女性団体（水戸女性会議）
田山 和子	女性団体（NPO法人 M・I・T・O 21）
岩上 勇	医療・福祉（社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会）
原 育	医療・福祉（社団法人 水戸市医師会）
川崎 洋	経営者（水戸商工会議所）
袴塚 禮子	経営者（水戸商工会議所女性会）
軍地 美代	経営者（水戸農業協同組合）
宮下 有一	労働（連合茨城中央地域協議会）
◎ 羽生 健志	学識経験者（税理士）
○ 寺 洋平	学識経験者（東洋大学法科大学院）
福澤 真一	学識経験者（常磐大学）
委員数	15人

◎委員長、○副委員長 (敬称略、順不同)

「水戸市行財政改革プラン 2013（案）」への市民意見等の概要及び各意見等に対する市の考え方

平成24年10月1日から10月31日までの間に、「水戸市行財政改革プラン 2013（案）」に対する意見等の募集を行い、1人から9件の意見等をお寄せいただきました。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数
直接提出	0人
郵送	0人
ファックス	1人
E-mail	0人
合計	1人

意見等については、適宜要約したうえで項目ごとに整理し、それに対する水戸市の考え方をまとめております。

意見等の概要	市の考え方（対応）
東日本大震災では水戸市も市庁舎を始め大きな被害を受け、復興のための財政需要の増大などに対応していかなければなりません。 それには、市議会議員、市職員、市民がそれぞれの立場でこれまで以上に行財政改革に取り組まなくてはなりません。	厳しい行財政環境が続く中、震災からの早期復興を図るためにも、行財政改革を積極的に進める必要があります。そのため、行財政改革プラン 2013 の実施項目の検討時に職員提案の募集等を行うなど、策定段階より全庁一丸となって改革を行うように取り組んでまいりました。また、プラン（案）については、市民意見公募手続きを実施するほか、市民等で構成する行政改革推進委員会や市議会の特別委員会においても意見をいただきながら決定していくこととしております。 プラン策定後につきましては、改革の実現に向け積極的に取り組むとともに、実施状況を市民等に分かりやすく公表するなど、進行管理を十分に行ってまいります。

意見等の概要	市の考え方（対応）
<p>改革プラン 2007 の水戸市行財政改革推進委員会の答申の中で「市議会に対しても厳しい財政状況を踏まえた緊縮型の市議会関係予算の編成及び執行について理解と協力を求めること」とあります。</p> <p>具体的には、議員の報酬ですが 2010 年には費用弁償について見直しが行われたことは評価しますが、報酬は県内市の中でも一番高く見直しを望みます。</p> <p>市民の代表である議員さんが率先して範を示してほしいと思います。</p>	<p>議員報酬の見直しは、市議会において過去に議論を重ねた経緯がありますが、全国の同規模の自治体と比較しても同程度であることなどから、見直しには至っておりません。</p> <p>しかしながら、近年の経済情勢にかんがみ、平成 22 年度から市議会議員の費用弁償を当分の間、支給停止としているほか、議員定数につきましても、昨年度の一般選挙より定数を 2 減しているところです。</p> <p>今後も厳しい行財政環境が続くことが見込まれますので、市と市議会が一体となって、行財政改革を推進してまいります。</p>
<p>行財政改革にあたっては、施策の優先度を重視することが肝要です。</p>	<p>厳しい行財政環境の中、多様化する市民ニーズに対応していくためには、市民サービスの維持に配慮しながら、事務事業の見直しを行う必要があります。そのため、行政評価の推進により、改善を図るなど、優先度が低いものについては縮小や廃止をしてきました。行財政改革プラン 2013 におきましても、「事務事業の見直し」と「行政評価の推進」を実施項目として位置付けており、今後も、市民が求める事務事業の優先度を確認しながら、見直しを行ってまいります。</p>
<p>敬老祝い金は、現在 77 歳、88 歳、99 歳に支給されていますが 2010 プランでは 22 年度に見直されることになっていましたが実施されず、最終年度（27 年度）に見直しを実施することになっております。</p> <p>検討期間が長すぎるし 6 年もかけて結論を出すことでもないように思います。早急に結論が出ることを期待します。</p>	<p>高齢者お祝い金の見直しに当たっては、その必要性、贈呈範囲、贈呈額等の妥当性について、総合的に検討を進めながら、平成 25 年度の見直し内容の決定を目指してまいります。</p>
<p>市報などの配布事務委託金が町内会に交付されていますが廃止の検討を提案いたします。</p>	<p>町内会への広報紙等の配布委託料の交付を廃止することにつきましては、住みよいまちづくり推進協議会と十分協議をしていかなければならぬ案件であると考えております。その協議の中で、現行の委託のあり方や改善策なども含め、より効果的・効率的な配布手法について検討を進めてまいります。</p>

意見等の概要	市の考え方（対応）
<p>高齢者が老人福祉センターを利用するときは無料となっていますが、受益者負担の導入を検討を提案いたします。</p>	<p>老人福祉センターの使用料につきましては、現在、市内に居住する 60 歳以上の方は無料となっておりますが、今後、受益者負担の観点から、使用料等審議会による検討を踏まえながら、検討を進めてまいります。</p>
<p>地震のときの避難場所として市民センター等が指定されていますが、市内には市の補助金を受け建てた集会所があるので、これの積極的な活用を図ってはどうでしょうか。</p>	<p>本市では、市民センター及び小中学校を災害時の指定避難所としておりますが、御意見にありました集会所等の避難所としての活用につきましては、災害時に一時的に避難し、安全を図るうえで大変有効であると考えております。</p> <p>現在、地区の集会所等につきましては、地域の実情に応じて、各地区の自主防災組織において、一時避難所として位置づけ、活用を図っているところでございますので、今後も、各地区の自主防災組織と協議のうえ、必要に応じて、地区の一時避難所として位置づけ、活用を図ってまいります。</p>
<p>平成 21 年水戸市協働推進基本計画が策定されていますが、まだ市民には理解されていないのが現状です。</p> <p>この推進にあたっては、町内会活動の活性化が課題と思います。</p> <p>そのためには、市政について市民の関心が高まるよう企画提案型市民の育成がもとめられます。</p> <p>例えば、「広報みと」に市民協働コーナーのページを設けるなど市民の意識改革の醸成が大切です。</p>	<p>平成 20 年度に策定いたしました水戸市協働推進基本計画につきましては、NPO やボランティア団体などで構成する「市民懇話会」から参考意見をいただきながら、協働によって策定したものであり、市ホームページにおいて公表しております。さらに、計画に位置付けた施策の実施に当たりましても、各種媒体を活用しながら、市民の皆様に積極的に情報発信しているところです。</p> <p>今後とも、協働のまちづくりの更なる浸透を図るため、「広報みと」や「市民活動情報ウェブサイト こみと広場」などを活用し、協働のまちづくりに関する情報発信・提供に努めてまいります。</p> <p>なお、地区会の活性化につきましては、新コミュニティ推進計画に基づいた、行政情報の提供や地域リーダーの育成研修などの支援を実施しているところですが、今後も住民自らが地域で抱える課題を解決できるように支援を行ってまいります。</p>

意見等の概要	市の考え方（対応）
<p>行政改革を推進するうえでは、水戸市議会でも提案がありましたが地方自治体が採用している「事業仕分け」の導入を提案いたします。</p>	<p>限られた財源を活用し、効率的に施策を進めていくためには、時代の変化に対応しながら、事務事業の見直しや効率化を進めていく必要があります。</p> <p>そのため、本市におきましては、行政評価システムを導入し、平成14年度から平成20年度までに約600事業の評価を実施し、さらに、平成24年度より新しい評価システムによる評価を実施したところです。</p> <p>本市の行政評価は、必要性、効率性、有効性の視点から事務事業を評価するものです。また、行政評価委員会による外部評価を公開で行うなど、客観性と透明性の確保を図っていることなどは、事業仕分けの手法とほぼ同様となっております。さらに、評価対象事務事業が見直しと評価された場合は、改善されるまで繰り返し評価を実施してまいります。</p> <p>今後も、市民の視点に立ち、客観的な評価が行えるよう、外部の意見を積極的に取り入れながら、行政評価を推進してまいります。</p>

○水戸市行政改革推進本部規程（抄）

平成10年5月29日
水戸市規程第8号

（設置）

第1条 本市における行政改革を推進するため、水戸市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革実施計画（以下「実施計画」という。）の策定及び推進に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には、市長をもって充てる。
- 3 副本部長には、副市長をもって充てる。
- 4 本部員には、別表第1に掲げる者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、必要に応じて本部を招集し、本部の事務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指定した副本部長がその職務を代理する。

（関係職員の出席）

第5条 本部は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（幹事会）

第6条 本部に付すべき事案を協議するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には主管副市長を、副幹事長には他の副市長をもって充てる。
- 4 幹事には、市長公室長、総務部長、財務部長、水道部長及び教育次長をもって充てる。
- 5 幹事会の運営については、前2条の規定を準用する。

(調査部会)

第7条 次の各号に掲げる事項を所掌するため、幹事会に調査部会を置く。

- (1) 行政改革大綱の案の策定に関すること。
 - (2) 実施計画の案の策定に関すること。
 - (3) 実施計画の推進状況の調査に関すること。
 - (4) その他必要と認める事項に関すること。
- 2 調査部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
 - 3 部会長には、総務部長をもって充てる。
 - 4 部会員には、政策企画課長、人事課長及び財政課長をもって充てる。ただし、必要があると認めるときは、幹事長が指名する者を部会員とすることができる。
 - 5 調査部会の運営については、第4条第1項及び第5条の規定を準用する。
 - 6 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代理する。
 - 7 調査部会は、第1項各号に掲げる事項について策定し、又は調査した場合は、その結果を幹事会に報告するものとする。

(部推進会議)

第8条 次の各号に掲げる事項を所掌するため、本部に部推進会議を置く。

- (1) 各部等の実施計画の案の策定に関すること。
 - (2) 各部等の実施計画の推進に関すること。
 - (3) その他必要と認める事項に関すること。
- 2 部推進会議の名称、組織及び庶務は、別表第2のとおりとする。
 - 3 部推進会議の運営については、第4条及び第5条の規定を準用する。
 - 4 副委員長を置かない部推進会議において委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。
 - 5 部推進会議は、第1項各号に掲げる事項について策定し、又は推進した場合は、その結果を調査部会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、総務部行政改革課において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第1(第3条関係)

本部員
教育長 水道事業管理者 消防長 市長公室長 総務部長 財務部長 市民環境部長 保健福祉部長 産業経済部長 建設部長 都市計画部長 下水道部長 水道部長 教育次長 議会事務局長 会計管理者 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長

別表第2(第8条関係)

部推進会議				
名称	組織			庶務
	委員長	副委員長	委員	
市長公室推進会議	市長公室長		市長公室に属する課長	政策企画課
総務部推進会議	総務部長		総務部に属する課長	行政改革課
財務部推進会議	財務部長	税務事務所長	財務部に属する課長	財政課
市民環境部推進会議	市民環境部長		市民環境部に属する課長 清掃事務所長	市民生活課
保健福祉部推進会議	保健福祉部長		保健福祉部に属する課長 保健センター所長	福祉総務課
産業経済部推進会議	産業経済部長		産業経済部に属する課長 農業技術センター所長 公設地方卸売市場長 内原農政事務所長	商工課
建設部推進会議	建設部長		建設部に属する課長 土木補修事務所長 内原建設事務所長	建設計画課
都市計画部推進会議	都市計画部長	都市計画副部長	都市計画部に属する課長 泉町・大工町周辺地区開発事務所長 内原都市整備事務所長	都市計画課

下水道部推進会議	下水道部長		下水道部に属する課長 下水道施設管理事務所長	下水道管理課
会計課推進会議	会計管理者		会計管理者が指名する職員	会計課
消防本部推進会議	消防長	消防次長	北消防署長 南消防署長 消防本部に属する課長	消防総務課
水道部推進会議	水道部長		水道部に属する課長 净水管理事務所長	水道総務課
教育委員会推進会議	教育次長		教育委員会事務局に属する課長 中央図書館長 総合教育研究所長 内原中央公民館長	教育企画課
選挙管理委員会事務局推進会議	選挙管理委員会事務局長		選挙管理委員会事務局長が指名する職員	選挙管理委員会事務局
監査委員事務局推進会議	監査委員事務局長		監査委員事務局長が指名する職員	監査委員事務局
農業委員会事務局推進会議	農業委員会事務局長		農業委員会事務局長が指名する職員	農業委員会事務局
議会事務局推進会議	議会事務局長		議会事務局に属する課長	議会事務局総務課

水戸市行財政改革プラン 2013

～市民が安心して暮らせる

未来へ向けた行財政運営の実現を目指して～

平成 24 年 12 月発行

編集・発行

水戸市総務部行政改革課

水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号

電話 029 (224) 1111
